

## 会 議 録 第 2 号

1. 招集日時 令和2年6月8日(月) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 19名

- 1番 鈴木勝利君
- 2番 藤田尚美君
- 3番 秋山泉君
- 4番 長田麻美君
- 5番 山本伸子君
- 7番 伊藤裕一君
- 8番 石原幸雄君
- 9番 柳井哲也君
- 10番 甲斐徳之助君
- 11番 池辺己実夫君
- 12番 加川裕美君
- 13番 北島登君
- 14番 杉森弘之君
- 16番 黒木のぶ子君
- 17番 守屋常雄君
- 18番 諸橋太一郎君
- 19番 市川圭一君
- 21番 遠藤憲子君
- 22番 利根川英雄君

1. 欠席議員 1名

- 15番 須藤京子君

## 1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 長	植 田 裕 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	内 藤 雪 枝 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	山 岡 孝 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	飯 島 希 美 君
監査委員事務局長	本 多 聡 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長兼 政策企画課長	柳 田 敏 昭 君
総務部次長兼 管 財 課 長	野 口 克 己 君
市民部次長	小 川 茂 生 君
保健福祉部次長	飯 野 喜 行 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘 君
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉 田 茂 男 君
教育委員会次長兼 生涯学習課長	大 里 明 子 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	滝 本 仁 君
庶務議事課長	野 島 貴 夫 君
庶務議事課長補佐	飯 田 晴 男 君
庶務議事課主査	宮 田 修 君

令和 2 年第 2 回牛久市議会定例会  
 一般質問発言事項一覧表（通告順）

質問議員名	質問事項	要 旨	答 弁 者
1. 秋山 泉 (一問一答方式)	1. 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う本市の取り組み	1、休校による子どもたちへの支援 ①児童生徒の健康調査実施について伺う。 ②児童・生徒への食の支援について伺う。 ③子どもたちへの相談体制について伺う。 ④教育と福祉の連携体制について伺う。 2、緊急事態における学校の教育活動の在り方 ①休校期間中の学習保障について伺う。 ②学校再開後の授業時数確保について伺う。 ③ 9 月入学について伺う。 3、複合災害にも備える避難所開設 ①基礎疾患をお持ちの方の避難所受け入れ基準の作成について伺う。 ②テントでの避難できる場所の設置について伺う。 ③在宅避難の推進について伺う。	市 長 教 育 長 関 係 部 長
2. 杉森 弘之 (一問一答方式)	1、新型コロナウイルス感染症対策	(1)医療関係 ・PCR検査 相談・受診の目安、一般外来と分離した発熱外来、現在の受け入れ能力、強化策 ・無症状・軽症の患者の分離療養の能力、重症患者の療養能力、クラスター発生の場合の対応能力 ・消毒液、マスク、ガウン等の充足状況、次亜塩素酸水の活用、妊婦マスク (2)小中学校教育 ・休校長期化や親の収入減による児童・生徒の状況保護者からの相談、家庭	市 長 副 市 長 教 育 長 関 係 部 長

		<p>内暴力、子どもの虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常授業に代わる授業・学習状況 タブレット等を用いたオンライン教育と柔軟な登校・授業方式</li> <li>・給食代替措置 食の提供ネット、臨時応援金、給食費支援（第2子半額、第3子以降無償化等）</li> </ul> <p>(3)生活と事業継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内労働者の状況 失業・収入減等</li> <li>・ひとり親家庭支援、子育て世帯応援金</li> <li>・住居確保給付金 相談・申請・支給件数、障害要件、大学生等、収入基準、支給上限額、職業訓練</li> <li>・失業・休業・廃業・内定取り消しの方、アルバイトの減収に悩む大学生等を対象に市職員募集</li> <li>・市内事業者の状況 売上減・休業・倒産等</li> <li>・市内飲食・宿泊・旅客運送等事業持続化緊急対策</li> <li>・エスカード、シャトーの事業計画への影響</li> <li>・市のホームページの改善支援策の具体的表示</li> </ul> <p>(4)市民の精神的・身体的健康</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化的・運動的同好会等の活動状況</li> <li>・公共施設の柔軟な運用計画と安全使用基準の明示</li> <li>・介護施設・事業の運営状況</li> <li>・感染者・医療従事者・家族への差別、中傷、いやがらせと対策</li> </ul>	
<p>3. 山本 伸子 (一問一答方式)</p>	<p>1. 牛久市の新型コロナウイルス対策の方針について</p>	<p>(1)牛久市新型インフルエンザ等対策行動計画と今回の新型コロナウイルス対策の関連について伺う。 ○発生段階における対策 ○対策をする上での留意点</p> <p>(2)業務継続計画について伺う。</p>	<p>市長 副市長 教育長 関係部長 関係次長</p>

	<p>2. 休校、休館に伴う代替措置と今後について</p> <p>3. 新型コロナウイルス対策とこれから先を見据えた財政運営について</p>	<p>(1) 休校になったことによる子どもの居場所（学習、食事、預かり等）について伺う。 ○学校と子どもをつなぐ取り組みや居場所、食の支援 ○今後の教育のデジタル化</p> <p>(2) 図書館や自治会館が休館になったことによる対応と今後について伺う。 ○図書館の休館中の対応 ○電子図書館について ○高齢者、要援護者への支援</p> <p>(3) エスカード牛久ビル及び牛久シャトーの現状と今後について伺う。 ○エスカード牛久ビルの現状と公共的利活用の今後 ○牛久シャトーの進捗状況と、日本遺産・文化財保存業務の現状</p> <p>(1) 国から交付される地方創生臨時交付金の内訳について伺う。 (2) コロナ後を見据えた財政運営について伺う。 ○歳入減の影響 ○不要不急の事業の見直し</p>	
<p>4. 諸橋 太一郎 (一問一答方式)</p>	<p>1. 新型コロナウイルス対策</p>	<p>1. 情報共有化 ・情報の発信・周知方法 ・今後の発信について</p> <p>2. 経済対策 ・市内事業者の現状 ・支援策 ・給付金支給に関する相談窓口設置</p> <p>3. 学校教育 ・学習の遅れ対策 ・児童・生徒の心身のケア ・現場での3密対策</p> <p>4. 市民イベントのコロナウイルスによる影響 ・各種イベント中止による未執行予算金額と他への転用</p>	<p>市長 教育長 関係部長</p>

	2. 牛久シャトーの今後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋のイベント対策</li> </ul> 5. 避難所対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスによる影響</li> <li>・現状と今後の見通し・対策</li> </ul>	
5. 伊藤 裕一 (一問一答方式)	1. 新型コロナウイルス感染症対策について	①PCR検査の状況、他機関と連携した独自のPCR検査 ②無症状者・軽症者の療養体制 ③市内医療体制 ④オンライン学習 ⑤夏休み、土曜日登校の考え ⑥市内雇用情勢の把握 ⑦市税並びに各種公共料金等の減免猶予 ⑧デリバリー・テイクアウト支援 ⑨事業者への融資支援体制 ⑩持続化給付金、雇用調整助成金の申請補助 ⑪中止となったイベント開催費用、地方創生臨時交付金の活用	市 長 副 市 長 教 育 長 関 係 部 長
	2. 土地開発基金について	①土地開発基金を用いて購入した土地について、筆数と金額並びに未利用地が何筆で金額は幾らか ②今後、未利用地の処分及び土地開発基金の存続をどのように考えているか	市 長 副 市 長 教 育 長 関 係 部 長
6. 利根川 英雄 (一問一答方式)	1. 新型コロナウイルス関連の現状	1. 市内の影響について 2. 感染者数 3. 市内企業等の影響 4. 市独自の補償と今後の計画 5. 市内の医療状況と検査態勢の今後の方針	市 長 教 育 長 関 係 部 長
	2. 教育委員会における新型コロナウイルス関連	1. 今回の一斉休校の総括 2. 第二波にいかにかに備えるか 3. ヘルメットとマスク着用 4. 電子図書館、ナクソス 5. 給食費の返還	

	<p>3. 新型コロナウイルス関連を含む災害による避難所</p> <p>4. 新型コロナウイルス関連に対する市独自の財源対策</p>	<p>1. 今回の新型コロナウイルスと災害による避難所の関係</p> <p>1. 新たな市民に対する補償等の財源確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18歳以下の子どもへの助成</li> <li>・ 地方創生臨時交付金（2億 1163万円）をどのように使うのか</li> </ul>	
--	--	--	--

# 令和2年第2回牛久市議会定例会

議事日程第2号

令和2年6月8日（月）午前10時開議

日程第1．一般質問

---

午前10時03分開議

○議長（石原幸雄君） おはようございます。

15番須藤京子君より遅参の申出がありました。

これより本日の会議を開きます。

ここで、自席にて暫時休憩をいたします。

午前10時03分休憩

---

午前10時04分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、新型コロナウイルス感染対策として、一般質問の間の議席を指定いたします。議席は、ただいま御着席のとおり指定をいたします。

日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の通告者は6名であります。通告順に従って質問を許します。

ここで、質問者並びに答弁者に申し上げます。一般質問は内容を的確に捉え、明瞭簡潔にされるようお願いをいたします。

---

一般質問

○議長（石原幸雄君） 初めに、3番秋山 泉君。

〔3番秋山 泉君登壇〕

○3番（秋山 泉君） 皆様、おはようございます。公明党の秋山 泉でございます。

まず、初めに、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に衷心よりお悔やみを申し上げるとともに、感染症に罹患された皆様及び関係者の皆様にお見舞いを申し上げます。また、命の危険も顧みず治療や検査に当たってくださっている医療従事者や、市民の命や生活を守るため懸命に働いてくださっている方、奮闘してくださっている方に、心から感謝申し上げます。

これより、通告に従いまして、会派を代表いたしまして一般質問を行いますので、よろしく

お願い申し上げます。

今回は、コロナウイルス感染症拡大に伴う本市の取組について、3点にわたってお伺いをいたします。

初めに、休校による子供たちの支援について、4項目について伺いますが、質問に入る前に1点確認をさせていただきます。

そもそも子供の支援、どこの所管になりますか。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 子育て支援につきましては、子ども・子育て支援事業計画に基づき、施策の総括をこども家庭課が所管しております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） 確認させていただきましたので、質問に移らせていただきます。

初めに、今回のコロナウイルスによる休校中の子供たちの支援についてお伺いをいたします。

学校等の休業や外出自粛が継続であったため、子供の見守りの機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっているおそれがあります。子供たちはかつてないほどの不安やストレスにさらされています。苦境にある子供の心と体を守るため、健康調査の実施はされてきたのか、お伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） このたび新型コロナウイルス感染拡大に伴い、学校等の休業や外出の自粛が継続することにより子供の見守りの機会が減少し、児童虐待リスクが高まること懸念されております。このような状況の下、令和2年4月27日に、国から「子どもの見守り強化アクションプラン」実施通知が発せられ、支援ニーズの高い子供について早期に見守る体制の強化と定期的に見守る体制の確保を行うこととされました。

アクションプランの通達では、支援対象児童等の見守りや支援を主として担う機関を示しており、就学児童は学校、保育園や幼稚園の児童はそれぞれの所属機関、特定妊婦は市町村の担当部局、未就園児等は要保護児童対策地域協議会において主たる支援機関を決定し、対応することとなっております。

牛久市では、日頃より要保護児童対策地域協議会において主たる支援機関を決め、役割分担を行っておりますが、このたびのアクションプランに基づき、各機関が把握した情報や対応した内容を週に1回お互いに確認し合い、見守りや支援を行っております。

こども家庭課においては、未就園児の状況把握、支援と各関係機関からの情報の集約を行い、必要に応じて家庭訪問や面接、電話等により直接お話を伺い、ニーズを把握し、その家庭に合った支援を行っております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） それでは、子供たちの健康調査は実施していないということによろしいんですね。確認しました。

次に、休校により給食を食べることができず、唯一、一日の食事が給食だけだったという児童生徒や要支援の家庭には食の支援が必要と考えますが、市はそのような児童生徒や家庭をどのように把握し、対応をされてきたのか、お伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 学校の休業が開始されてから、こども家庭課に寄せられる相談は、生活資金に関するお問合せが数件ありましたが、直接食に関する相談はありませんでした。

しかし、学校給食がない中で潜在的に食の支援が必要な児童生徒がいることは認識しておりますが、その多くは食のみではなく、経済的な困窮やネグレクトなどの虐待の問題を抱えると考えております。

具体的に相談があった際は、フードバンクの紹介などで対応いたしますが、まずは経済的な支援の取組の一つとして、低所得の独り親世帯への給付金の支援について、今議会に追加予定の補正予算に計上しております。

今後は、食の支援に関するニーズの把握に努め、先進事例等を参考にしながら、実施可能な対策について調査研究してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） ただいまの御答弁で、食に関する相談はなかったと、そういう御答弁でした。しかし、現実、学校が休校になることでお昼御飯が食べられない、そういう子供たちがいるということを私たちは把握をしています。市において、年に1回の児童扶養手当申請の際に生活での困り事などのアンケートが実施されており、情報などはつかんでいると考えますので、それらを活用して支援の方法を考えられるのではないのでしょうか。

また、追加予定の補正予算についても、給付金の内容をお示してください。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） ただいま議員のほうがおっしゃられたとおり、児童扶養手当の支給の際に行っている生活調査に基づきまして、支援が必要な家庭に関しましては、通常対応の中で対応している部分もあるかと思えます。ただ、食の支援に関しましては、生活困窮、ネグレクト、いろいろな問題も抱えております。確かに現在の状況で学校給食がない中で困るところも認識はしておりますので、その辺につきましては今後の課題と認識させていただいて、対応させていただきたいと思っております。

続きまして、今年度の補正予算計上の独り親家庭の低所得の独り親家庭に対する給付金の支援につきましては、こちらにつきましては補正予算に計上しておりますが、低所得の独り親家庭につきまして1万円、各子供に1人ずつ1万円で支給する予定となっております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） 今、部長の御答弁で、通常に対応というふうなお言葉が出てきましたけれども、今は通常ではないんです。非常時です。これから第2、第3波が来ると言われている待たなしの状況の中で、結構ちょっとのんびりしているのかなというふうな考えを私は感じました。

次に、不安やストレス、悩みなど、自宅で過ごす日々が続くと心が折れていき、巣籠もり特有の状態になってしまい、子供たちのSOSが家庭内に潜伏をし、発見しづらい環境になるのではないかと考えます。そこで、子供たちができる相談体制についてお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 学校のほうですが、本市の市立学校は、小学校、中学校、義務教育学校の全校が3月2日から臨時休業に入りました。その後、国や県から発表される感染状況や外出自粛要請、休校等の要請を勘案し、臨時休業を5月末日までとして対応してまいりました。

休校直後から、子供たちの心身の健康を第一に考えるとともに、接触を避けるために、担任が児童生徒に週1回は電話をしました。特に、配慮を要する子供に対しては、電話の回数を増やしたり、家庭訪問を実施したりして対応してきました。

4月末に、学校の臨時休業を5月末日まで延長しました。長期間に及ぶ臨時休業が子供たちに与える影響は計り知れず、電話による対応だけでは子供たちの心のケアは限界であると判断し、5月11日より小学校では週1回程度の家庭訪問を実施しました。中学校では週1回程度、課題確認日として生徒が学校に来ることができるようにしました。

小学校の家庭訪問は玄関先で、多くの家庭では児童、保護者と担任が距離を取り、短時間で、生活の様子の確認や心配事の相談を行いました。

中学校の課題確認日では、生徒と担任の個人面談を実施し、生活や学習課題の確認をするとともに、心配事や悩み事について相談を行いました。事前に「心と体のチェックリスト」を各生徒が記入し、面談を実施する学校もありました。

教育委員会では、教育センターきぼうの広場で心配事や悩み事の相談ができることを改めて周知しました。また、中学生用のいじめ報告相談アプリ「STOP i t」は、いじめだけでなく、どんな相談もできることを周知しました。

こうした中、ある小学校では、特別支援学級在籍の児童と保護者の関係が悪くなり、児童自身にもストレスがたまっている状況を確認したため、学校で過ごせるようにしました。ある中

学校では、リストカットしている生徒から「夜眠れない」という相談を受けました。部活や学校行事への不安の相談もありました。「食事を作ってもらえない」という相談や、父親が子供へ暴力を振るい、学校が児童相談所に通告する事案も発生しました。

また、保護者からも相談を受けています。例えば、特別支援的配慮を要する児童を持つ母親が、子供に対していらいらすることが増えて対応に困っているという相談や、不安傾向が強い不登校の児童が、コロナへの過剰な恐怖心を抱き、外出が困難になっているという相談、休校中、子供がユーチューブばかり見ているようになって困っているといった相談などです。

今後もコロナウイルスとの闘いは長く続くと考えます。学校、教育委員会では、子供たちがいつでも相談できる体制づくりを進め、丁寧に対応することで、子供たちが毎日の生活を不安なく過ごせるようにしてまいりたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） それでは、具体的に相談しやすい体制をお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 子供に関する相談機関の一つとして、こども家庭課が所管する家庭児童相談室があります。家庭児童相談室には、常駐する家庭相談員のほか、保健師2名を配置しており、電話や来庁、訪問による相談をお受けしております。こども家庭課では、保護者や子供からの相談を受けておりますが、主に学校や保育園、幼稚園など子供の所属機関において子供たちの声を聞いたり、身なりや行動等を観察し把握していただいております。福祉と教育の連携は不可欠であります。

休業中の子供の相談体制としましては、「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づき関係機関と連携を取り、子供や家庭の把握を行うとともに、必要に応じて家庭訪問や面接等により直接お会いし、話しやすい関係づくりに努めております。また、直接子供からの連絡もできるよう、家庭児童相談室の連絡先が記載されているカードを渡しております。

今後も関係機関と連携を取りながら、子供や子供を取り巻く状況を把握するとともに、子供自身や保護者が相談しやすい体制を整えてまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） それでは、福祉的に支援を要する子供たちの相談は、これまで継続して行われてきたのか、お伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 継続して相談を実施してきたものと認識しております。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） 次に、教育と福祉の連携は、子供たちを守るためには大変に重要であ

ると考えます。市としてどのように連携体制を取っているのか、お伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 牛久市におきましては、児童に対する必要な支援を行うため、家庭児童相談室において、子供に関する相談に電話や面談、家庭訪問等で日常的に対応しております。

また、こども家庭課が所管する要保護児童対策地域協議会では、支援が必要な家庭について、福祉や教育、保健などの各機関が連携を取りながら支援方法や役割分担を検討し、切れ目のない支援を行っております。

このたびの学校休業中における子供たちへの支援につきましては、「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づき対応しております。子供たちの定期的な状況把握・支援を主として担う機関である学校や幼稚園、保育園と定期的に連絡を取りながら、子供や家庭の状況を把握し、必要に応じて支援を行っております。

子供の所属する機関と週1回連絡を取り合い、情報共有する中で、状況の確認ができない児童がおり、所属機関とこども家庭課における家庭訪問の時期を調整し、把握ができた事例もありました。

教育や福祉等の関係機関が連携することにより、子供やその家庭を取り巻く状況がより把握できるとともに、支援が必要な状況を早期に発見し、各機関への支援につなげることが可能となります。

こども家庭課といたしましては、子供に関する相談に幅広く対応するとともに、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、情報の集約や支援の役割分担を行い、各機関が連携しながら、子供や保護者に対してきめ細かな支援が切れ目なく行えるよう対応してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） 支援を主として担う機関は、所属機関ではなく、子供を取り巻く環境を考えたときには、それは家庭が主であり、福祉が中心になって連携強化を図るべきと私たちは考えております。その点について、御所見をお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 確かに子育ては家庭が基本というふうに考えております。家庭が基本の中で、地域がそれを取り巻き、そして学校がそれを取り巻き、いろいろな所属機関がその子供の家庭とその子供、保護者合わせて見守っていく体制が非常に必要だと考えております。その中心となるべきところといたしましては、福祉部のこども家庭課だというふうに考えておりますので、いろいろな機関の連携の御協力をいただきながら、必要な支援については

今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） 今、御答弁いただきましたが、全くそのとおりですね。私は、これまで本市の評価する点の一つに、各課同士の横の連携とっておりました。市民の方がお困りで相談に来庁されたときに、一つの課で抱えるのではなく、関連する課にスピード感を持って連携を取り、解決をしていく。

御答弁の中には、各機関と週1回連携を取り合っているとおっしゃっていますが、事実、これまでされてきたんですか。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 週1回の連絡につきましては、今回アクションプランが発達されてから実施してきたもので、その前につきましては、必要に応じて対応を取っていたというふうに認識しております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） 子供の福祉を考えたときには、やはり保健福祉部のこども家庭課と、そして教育委員会、また、これは密に連携を取り合っていかなければいけないと考えておりますので、その点、保健福祉部だけではなくて、教育委員会にも重ねて子供たちの安全、そして生命を守る。もう、その点よろしく願いいたします。

子供たちは未来の宝であります。かけがえのない地球の財産です。その貴重な命を守ることは、人類の未来を守ることに繋がると考えています。相談に来るのを待つのではなく、目の行き届かないところ、表面に現れていないところにアプローチをしていくことが大切と考えますので、子供たちのために今後も引き続き支援をよろしく願いいたします。

続きまして、緊急事態における学校の教育活動の在り方についてお伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染症対策として、市内小中学校は3月より休校措置が取られていました。新年度になってからも休校措置は継続され、ようやく5月14日に休校措置が解除され、5月21日から分散登校が再開されました。しかしながら、依然予断は許されません。国や県の指針に基づきながら、徹底した感染予防策を講じつつ、学校での活動を進めていかなければなりません。当然ながら、いつまた休校せざるを得ない局面に陥るとも限りません。

そこで、これまでの本市の緊急事態における学校の教育活動の在り方を点検し、今後の教育活動に資するために、休校期間中の学習保障、登校再開後の授業時数確保、そして9月入学の3つの観点からお伺いをいたします。

3月から5月の休校措置は、卒業式や卒園式、入学式や入園式の縮小開催という結果になり、卒業生や卒園児、入学生や入園児、また、その保護者の皆様に対しては大変寂しい思いをさせ

てしまいました。しかしながら、3月になっていたため、幸いにも中学の卒業生の学習保障という面では大きな影響を及ぼすことはなかったと思います。しかし、新年度を迎えてもなお休校措置が継続されたため、児童生徒や保護者から学習の遅れを心配する声が聞かれました。各学校や教育委員会では、学習課題を示したり、プリント学習やeラーニング、授業動画等を提供したりして、児童生徒の学習に資する取組をしてきました。しかし、これだけでは各児童生徒の自主性や各家庭での指導に任せることになり、学習進捗や内容把握に差が出てきてしまい、教育格差が生み出されかねません。

そこで、5月に一部実施している学校もありましたが、児童生徒を学年や学級、グループ等に分けて時間差に登校させる分散登校のような方法を取り授業を行うことによって、少しでも児童生徒の学習を保障することはできなかったのか、お伺いをいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 今回の学校の臨時休業の流れを振り返らせていただきます。

2月末に安倍首相からの「全国全ての小学校、中学校、高校、特別支援学校について、3月2日から春休みまでの臨時休業を行う」との要請を受け、同期間を臨時休業としました。4月2日には、県が本市を感染拡大要注意市町村に指定したことを受け、臨時休業を4月19日まで延長しました。同7日には、国が緊急事態宣言を行い、これを受けて臨時休業を5月6日まで延長しました。

ここまでの期間においては、国内では感染者が増加の傾向にあり、県内でも日々新たな感染者が発生していました。そのため、子供たちの安全を第一に、できるだけ人との接触がないように、分散登校等の児童生徒を学校に集める教育活動はできませんでした。そこで、学校はかつぱメールや電話などを通して課題を提示することにより、学習の保障に努めました。

4月24日には、県立学校等の臨時休業を5月31日までに延長することを受け、同27日に、5月31日まで臨時休業を延長することにしました。

臨時休業が長期にわたり、児童生徒の心身の健康の確認及び学習の保障のためには、5月11日から児童生徒に直接会って確認することが必要と判断しました。小学校と義務教育学校の前期課程においては、登下校の安全を確保することの難しさから、担任の家庭訪問としました。中学校と義務教育学校の後期課程においては、週1回程度、分散で課題の確認日を設定することにしました。

さらに、5月14日には、国の緊急事態宣言が解除され、翌15日に県もステージ3の対応から順次対応のステージを下げることを発表したことから、県の方針に合わせ、小学校、中学校、義務教育学校とも5月25日から分散登校を開始し、6月8日、今日から給食ありの通常登校とすることを決定しました。

今後も、国や県の方針を勘案し、児童生徒の安全と安心を確保しながら、学習の保障に努めてまいりたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） では、次に、一部の自治体では実施していましたが、本市でも同時双方向型のオンライン授業を導入することはできなかったかということです。もちろん、学校・家庭相互にIT機器やIT環境が整っていなかったり、指導方法が確立されていなかったり等々、できない理由があることは十分承知しております。しかし、今や家庭でもパソコンやタブレット、スマートフォン等と様々なIT関連の媒体が日常で使用されている現状から考えると、全くできないというわけではありません。ある程度の環境整備の中でも、試験的にでも一部の学年や学級、家庭でもいいから実施してみることが、次の局面にもつなげることができるのではないかと考えます。もちろん、オンライン学習を実施できない家庭には、別の相当の学習保障をした上での話であります。そこで、オンライン授業を展開する上での課題は何か、そして本市では今後展開していく考えがあるのか、展開するのであればどのように進めていくのか、お伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 御指摘のとおり、学校教育は協働的な学び合いの中で行われる特質を持っており、教師から児童生徒への対面指導、児童生徒同士の関わり合いを通じて行われるものであると考えます。

長期にわたる臨時休業の中で、こうした教育活動を教室で行うことができない場合、ICT機器を活用したオンライン授業のもたらす効果は大きいものと考えます。

一方で、公教育において、公平性の視点も重要と考えます。実際にオンラインで授業を行うことを想定し、市教育委員会ではインターネットへの接続環境の調査を実施しました。それによると、ほぼ全ての家庭がインターネットへ接続できる環境にあるものの、子供だけでインターネットに接続できる環境にある家庭は75.5%にとどまりました。通信料を気にせず動画視聴できる環境にある家庭は89%でした。市教育委員会といたしましては、休業期間がさらに長期化した場合には、まずはオンラインで授業を行いつつ、これを受けられない家庭に対して機器の貸出しなどの個別の対応を図ることを検討しました。しかし、前述の調査のとおり、オンラインで授業を行うにはまだ課題が多いことも分かりました。

また、市内学校は光回線によりインターネットに接続しています。ところが、この回線では、一度にアクセスが集中すると動画が止まってしまうおそれがあることも分かりました。実際、市内13校の先生方とウェブ会議ソフトを使って会議を行ったところ、動画や会話が途切れ途切れになってしまいました。

さて、双方向の授業ではありませんが、コロナ対応の一つとしてインターネットの活用をしておりますので御紹介いたします。1つは、英語の学習です。本市が派遣契約を結んでいるALITを活用して、10分程度の英語学習のための動画を作成し、ユーチューブで配信しました。児童生徒や保護者の皆様から好評を得ました。また、牛久二小の6年生は、ウェブ会議システムで朝の会を実施しました。ほとんどの児童が参加し、この朝の会のおかげでその後の分散登校での授業がスムーズに進んだと報告を受けています。

今、国では、GIGAスクール構想を立ち上げ、本市でもその整備に向けて準備を進めています。児童生徒1人1台のタブレットや校内高速LAN環境を10月末頃を予定して整備することを目指し、インターネット通信の環境の充実を進めています。この整備が進むと、毎日の学校の授業だけではなく、今回のコロナ感染症への対応のような有事にも、子供たちの学びを保障するための環境が整っていくと考えています。以上です。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） 分散登校やオンライン授業、それだけで十分な児童生徒の学習保障になるとは言えません。また、プリント学習を否定するわけでもありません。大事なことは、様々な有効な手だてを講ずることによって、少しでも児童生徒、保護者の不安に応えるということであります。また、登校したり対面授業を行ったりすることは、学習保障という面だけではなく、休校によって乱れがちになる生活保障を少しでも改善し、望ましい生活習慣を確立させることにもつながっていきます。以上の点を勘案し、本市の早急な対応を切に願います。

それでは、次に、登校再開による授業時数の確保についてお伺いをいたします。

当然ながら、これまで休校によって実施できなかった授業時数を確保するためには、何らかの対応が必要となります。例えば、1日の授業時数を増やす。学校行事の削減、縮小によって授業時数を確保する。土日や祝日、夏季休業日、冬季休業日などの長期休業日を授業日とするなどあります。そこで、本市での今後の対応をお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 国、県の対応に合わせ、本市の市立学校は、5月11日からの課題確認日、5月25日からの分散登校を経て、6月8日、今日より給食ありの通常登校を始めています。

学習指導要領に定められた年間の総授業時数は35週で計算されています。各学校において今後実施できる授業時数を計算したところ、32週分は確保できることが分かりました。授業時数が3週分不足いたしますので、これは夏休みを短縮することで実施することにしました。具体的には、夏休みを8月5日から8月19日の15日間とすることで、3週間分の授業日を確保します。さらに、例年、児童生徒は休みとなっている11月13日の県民の日を授業日と

することにしました。状況によっては冬休みを短縮することも検討いたします。

さて、行事についてです。校長会では、例えば小学校6年生がリーダーとして活躍できる運動会は形を変えて実施したいという意見や、中学校3年生の一番の思い出になる修学旅行は実施したいという意見が上がりました。行事には、それぞれ児童生徒の資質・能力を育てるための狙いがあります。密にならないなどの児童生徒の安全を十分に考慮しながら、安易に中止にはせず、規模を縮小するなど形を変えてできるだけ実施していきたいと考えています。

一方、今年度から小学校では新しい学習指導要領が実施されています。中学校では来年度から実施です。新しい学習指導要領に示された資質・能力を身につけることができるように、行事の見直し、精選、授業改善は、今年度の学校教育の課題であります。コロナ感染症拡大防止のための対応によって児童生徒が身につけるべき力が身につかなかったりすることは、決してないように努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） 児童生徒にとって、運動会や遠足、修学旅行等の学校行事は、学校生活の中で一番の楽しみの一つであると思います。単純に学校行事を削減したり、縮小したりすることなく、児童生徒、保護者の理解を十分に得た上での対応をお願いいたします。

次に、国会でも取り上げられていましたが、9月入学についての本市の考えをお伺いいたします。

長期休校による学習の遅れを懸念してか、このところ急に9月入学、すなわち9月入学・9月新学期という制度の導入を求める声が浮上してきました。国際標準である、あるいは入学試験のときのインフルエンザや大雪の心配をしなくても済むなど、9月入学に賛意を示す声が報道等でも紹介されており、4月29日の衆議院予算委員会では安倍首相が様々な選択肢を検討していきたいとも語っておりました。

そこで、本市としては9月入学に対してどのように考えているのか、メリット、デメリット、それぞれの側面を踏まえながら、市長に御答弁をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 臨時休業が長期にわたり、新型コロナウイルス感染症の終わりが見えない中で学校の授業が終わらないのではないかと、あるいは授業を終わらせるために児童生徒に大きな負担をかけるのではないかとといった議論から、御質問のように9月入学・始業につきまして活発に議論されるようになったと思います。

日本の教育の歴史を振り返りますと、江戸時代の寺子屋では、入学・始業の時期については決まっておりました。その後、明治維新により西洋の教育が広まり、日本の入学・始業

は西洋に合わせた9月が主流となったところでございました。しかし、政府の会計年度や、軍が徴兵する対象者の生年月日の区切りが4月1日から3月31日までになったことにより、次第に4月が主流になったと聞いております。その後、明治25年の第二次小学校令の施行とともに、全国で4月入学・始業が採用されました。現在は、学校教育法施行規則により、学校は4月1日に始まり、3月31日に終わると規定されております。

令和2年5月に全国市長会で実施した「9月入学・始業に関する意見照会」によると、9月入学・始業について、「賛成」が18.1%、「反対」が17.9%、「慎重」が62.5%という結果となりました。「賛成」と答えた理由としては、「教育のグローバル化が進む」、「学習格差の解消に有効」という意見でございました。また、「反対」や「慎重」と答えた理由の中からは、「社会制度の大きな改革に当たるため、拙速な対応は避けるべき」、また、「新型コロナ対策と切り分けて、時間をかけて冷静に議論する必要がある」という意見が出されました。

確かに9月入学・始業とすることにより、夏休みを短縮したり、土曜日に授業を行ったりする必要がなくなるとともに、児童生徒、保護者の先行きに対する不安を幾分でも解消できるかもしれません。しかし、6月8日から3月末日までの授業日数を考えると、3週間分の授業日の不足が生じますが、夏休みを3週間短くすることで埋め合わせができることが分かりました。

現在の学校現場を見ますと、新型コロナ感染症対策のために様々な対応を取っているところでございます。これ以上の負担をかけられる状況ではないと考えます。また、9月入学には1.5倍の子供たちを受け入れる学年が生まれ、そのための教職員や教室の準備などを考えても早急な結論を出すことは難しく、社会全体の制度設計など十分な議論の上、慎重に判断すべきでございませぬ。

私もアンケートでございますが、私は「慎重」ということで答えました。けれども、慎重より幾らか賛成のほうに、私は慎重の中でも賛成のほうでございました。やはり、今の時期を見ると、9月入学というのは全世界のグローバル化を見た場合、海外に留学する人、また、いろいろな状況の人、何が一番なのか、そういう世界を見据えたものが必要なのかなという気がいたします。ただ、この時期に話すことではないのかなと。けれども、これは恐らくあと数年後、また、数年後というより、ある時期を見てこういう議論は私はされてしかるべきなのかと思っております。

このようなことで、この時期にそういう私たち行政としてもそれほど議論するいとまがございませぬし、私たちはまず3月になって入り口のことを一生懸命やりました。ただ、今までいろいろな行政を携わってきまして、そういう経験がないもの、これをやったものですから、まず現場に当たることが大事でございまして、そしてまず市民からいろいろな御意見をいただいて、「こうしてほしい」、そういうものを優先しながらやっていくと、もうそれで目いっぱい

ございました。行政はよく言われなければやらないということがございましたけれども、まず、言われるものをしっかりとやっていかないと、そういうことで、それからいろいろな、これからその言われていない部分、それは恐らく出口戦略でございまして、そういうものを私たちは今、市民の皆様提供しながら、そして経済対策、そして今度、子供たちのケアというのは今までずっと休みでそういう状況にあった人はどのような気持ちで学校に行くのか。これは子供ばかりではございません。大人も、私もそうなんですが、ずっと休んでいたものが、今度は仕事に戻る。今、職員でもそうなんですが、そういうような状況でどのように切り替えるかということも今、子供たちとそれから働く人、また、職員に対してもどのような市はケアをしているのかということをしております。

ですから、いろいろと御不満はございましょうが、けれども、ただ、私たちはこれをしっかり乗り切るんだということをしてしっかりと職員と共に考えて、そしてこれからの第2次感染に当たって、また、経済対策に当たって行っていきたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） 首相、官僚や各自治体のトップ、政治・教育評論家等々、様々な立場の人たちが様々な意見を発信しております。しかし、大切なことは、当事者である児童生徒、保護者の立場に立って考えるということでありまして。そしてまた、実際の現場で携わる学校や教職員のことを念頭に置くということです。そのことを十分理解した上で導入の是非を考えていただき、積極的に国や県にも市としての考えを発信していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、災害対策についてお伺いをいたします。

4月12日午前0時44分頃、茨城県南部を震源とする地震が起き、その後も各地において頻繁に地震が起り、新型コロナウイルスの感染が拡大する今、大規模災害が起きたらどうすればいいのかと不安な日々を過ごされていらっしゃる方も多くいらっしゃると思います。

忘れてはいけないのが、日本は災害大国であるということで、いつ起きてもおかしくないと言われている災害は少なくありません。自然災害と隣り合わせの日本、新型コロナウイルスの流行下、避難所の在り方が問われています。

災害から命を守るために、緊急的な避難は絶対に必要であります。しかしながら、3密状態になりやすい避難所では、過去にも感染症の流行が起こっています。9年前の東日本大震災では、約47万人が避難所生活が強いられ、避難所閉鎖まで9か月を要しました。4年前の熊本地震でも、約18万人が避難をし、閉鎖まで7か月に及んだ。昨年10月の関東から東北の広範囲で大雨をもたらした台風19号では、約24万人が避難をし、閉鎖まで約5か月かかりました。1995年、阪神・淡路大震災では、避難所でインフルエンザが流行し、肺炎による多

くの災害関連死を招きました。東日本大震災でも、宮城県や岩手県内の避難所でインフルエンザ患者が出ました。熊本地震では、熊本県南阿蘇村の避難所になった中学校で、ノロウイルスやインフルエンザ患者が相次いで確認をされました。

このように、体育館のような一部屋に大勢が密集すると、感染リスクは高くなるとされています。東日本大震災でおよそ200人が避難した宮城県名取市館腰小学校では、12のグループに分けられ、15人ずつが過ごしていました。1つのブロックで1人の感染が発覚、翌日には離れた場所にあるグループから次々と感染者が見つかりました。数日のうちに感染者は15人ほどになり、人々の支え合いが皮肉にも人の行き来を多くし、クラスターの発生につながってしまったのです。

避難所での感染症リスクについて、避難所のように不特定多数が密集して暮らす場所では、心理的なストレスに疲労もたまりやすくなる。加えて、換気が悪く、衛生状態も決していいとは言えず、感染症が流行するための条件がそろっている。密閉、密集、密接の3密による危険性について訴えています。しかし、命を守るために絶対に必要な避難。それらのことから、今後の避難所の在り方を複合災害にも備える分散型避難、マルチ避難として考え直す必要があります。

新型コロナウイルスに感染すると、8割の人は風邪症状がただただ続きますが、自然によくなります。2割の人が肺炎症状が重症化して入院が必要となり、そして約5%の人が集中治療を必要とするほど重症になると言われています。しかし、全ての人がこの確率で重症化するわけではなく、特定の重症化リスクの因子を持った人は、持たない人に比べて重症化しやすいことも分かっています。新型コロナウイルス感染症で重症化しやすいのは、高齢者と持病のある方、特に心血管疾患、糖尿病、慢性呼吸器疾患、高血圧、がんの患者の方、この方々は致死率が高いことが分かっています。

これらのことから、ウイルスに感染すると重篤化しやすい人は、優先して指定避難所に受け入れるなど、避難所への受入基準を事前に検討し、作成することが重要と考えますが、御所見をお伺いいたします。

**○議長（石原幸雄君）** ここで答弁者に申し上げます。御案内のように、答弁の残り時間が極めて少なくなっておりますので、簡潔をお願いいたします。市民部次長小川茂生君。

**○市民部次長（小川茂生君）** お答えいたします。

避難者の受入れに際しましては、健康状態を確認し、その状態による居住区分の徹底や避難所の十分なスペースの確保、発熱や咳等の症状がある方のための専用スペースの確保などについて、国、県等の通知を参考に感染予防対策に努めてまいります。

また、今月中を目途に、新型コロナウイルスと自然災害の複合災害に備えた避難所設営訓練

を予定しております。避難所における実際の対応をシミュレーションし、問題点なども洗い出してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） 2つ目は、テント村のような避難生活を送ることができる場所の設置についてでありますけれども、この件については答弁時間も少ないということですので、令和元年の第3回で質問させていただき、実施しているということもお伺いしておりますので、この答弁は結構でございます。

ただ、やはりテント村のメリットというのは、まず家族単位で生活ができると。そして、コロナ感染拡大予防・防止が実現できるというのも事実です。現在、そのコロナ拡大に伴って、メディアでもかなりそのテント村の活用とか、あと車中泊という話も出ております。車も最近の車は車中泊ができる車も多く販売されているということもありますので、そのテントを設置する場所や車を駐車する場所、その場所を確保するというのも大事になってくるのではないかなと思いますので、その点もよろしくお伺いいたします。

そして、3つ目ですけれども、災害時は避難所に頼らない在宅避難、それを推進することも重要であるということです。これは、自宅が浸水のおそれが低い場合、自宅を緊急的な避難場所にするということで、マルチ避難の一つであります。できれば1週間程度の備蓄が望まれます。事前に自宅で想定される被害を把握した上で、できる限りの避難の方法を考えていく。避難所での3密を防ぐには効果的であると言われております。今後は在宅避難の選択肢を持つよう、市民の皆様にも周知することも大切と考えますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 市民部次長小川茂生君。

○市民部次長（小川茂生君） 災害時に避難をする場合、自宅が安全な場合は自宅での在宅避難、あるいは親類や友人宅などに避難をしていただくことで、身の安全の確保及び感染症拡大防止ができ、また、避難所での3つの密、3密を回避することができます。

このような考え方につきまして、今後も新型コロナウイルス感染症対策につきまして、広報うしく、市ホームページ、FM-UUやSNSなどを使い、市民の皆様にも広く周知してまいりたいと思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） 自分の命は自分で守る。それが基本ですので、しっかりこの在宅避難ということの周知をお願いしたいと思います。

内閣府などは、4月、避難所での新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、都道府県などに対して一つの通知を出しました。避難所が分散できるよう、事前に定めた指定避難所以外にもホテルなどの宿泊施設を活用し、通常よりも可能な限り多くの避難所開設を求める内容であ

ります。今後は、避難所の危険性を考え、3密を回避する避難所の在り方として、市内のホテル・旅館、企業と締結し、災害時には部屋や会議室などを市民のために開放するなどの策も必要かと考えます。

既に、昨年の台風10号、19号で甚大な被害が出た千葉県南房総市は、4月20日、市の避難所マニュアルに新型コロナへの対応を追加いたしました。本市も早急に感染症への対応を追加すべきと存じます。また、全ての学校の教室に、牛久市はエアコンが設置してありますので、教室の活用も考えるべきであると思います。

これから梅雨の時期に入り、台風のシーズンになります。また、9月は、一年のうち一番雨量が多い月とも言われています。私たちは、災害と常に背中合わせであるということを忘れてはいけません。防災意識を持ち続け、少しずつでもいいから積み上げていくことが大切であると存じます。このたびの新型コロナウイルス感染症拡大という大きな見えない敵との闘いによって、避難形態について考えさせられたことと存じます。決してこのたびの教訓を無駄にすることなく、市民の命と生活を守るため、お考えいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で私の一般質問を終了いたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（石原幸雄君） 以上で3番秋山 泉君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は13時10分といたします。

午前11時04分休憩

---

午後 1時15分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、14番杉森弘之君。

〔14番杉森弘之君登壇〕

○14番（杉森弘之君） 改めまして、こんにちは。市民クラブの杉森弘之です。

今回は、コロナ禍に対応し、各党派から代表1人の一般質問になりました。市民クラブを代表して、新型コロナウイルス感染症対策に絞って一問一答で質問いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

5月25日、緊急事態宣言が解除されましたが、これで安心とは誰も思っておりません。秋口にも言われる第2波の襲来にも備えがなければなりません。日本は先進的科学技术を持っているにもかかわらず、いまだにまともにPCR検査ができない。集中治療室（ICU）、人工肺装置（ECMO）も足りず、それらを操作できる医療スタッフも、病院施設も足りません。

医療・防疫体制の脆弱性が顕在化し、同時に長期にわたる外出・接触自粛等により、教育・経済・文化・生活など、社会のあらゆる面にマイナスの作用が顕在化してきています。

政府は本日、衆議院に第2次補正予算を提出し、コロナ対策の強化を図るようです。国や県の果たすべき責務が大きいことはもとよりですが、基礎的な地方公共団体である市町村の果たすべき役割はとりわけ大きいものがあると思います。国や県の施策待ちではなく、市として考え、市としてのポリシーを持つことが何よりも必要であることは論を待ちません。

そこで、最初に医療面から質問します。PCR検査は現在、地域外来検査センターを通じても可能となっているようですが、茨城県はドライブスルー方式も始まりました。第2波にも備えて、市内のPCR検査はどの程度増えているのでしょうか。PCR検査の受入れ能力はどうか、PCR検査の強化策をどのように講じているのか、質問します。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長飯野喜行君。

○保健福祉部次長（飯野喜行君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、令和2年2月1日に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」におきまして、指定感染症に位置づけられたところです。これによりまして、国と県は、法律に基づく権限を行使し、確定診断のためのPCR検査、感染者の全数把握、感染経路把握のための健康調査、入院、隔離、就業制限などの措置を講じております。

新型コロナウイルス感染が疑われる場合の相談の目安は国において示されており、5月8日に一部変更となりましたが、まずは自覚症状として、息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状がある場合としております。また、重症化しやすい方は、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合としており、重症化しやすい方を具体的に、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方としております。基礎疾患等がないそれ以外の方は、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状が続く場合となっております。相談先は、帰国者・接触者相談センターで、茨城県庁と茨城県竜ヶ崎保健所が対応しております。

これらの情報は、市広報紙、ホームページ、FMうしくうれしく放送、かっぱメール、チラシ等で周知しており、4月18日から牛久市で開設いたしました新型コロナウイルス感染症市民コールセンターにおきましても、健康相談を行いながら周知をしております。今後も最新情報について適時分かりやすいよう周知方法等を工夫してまいりたいと思います。

医療施設等における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、その対応について、厚生労働省から3回にわたり通知で示されており、具体的な留意事項が示されている国立感染症研究所作成の「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」に基づき、診療が行われております。また、市内の医療機関における診察の状況につきましては、一般外来と発熱外来は区分

され、感染対策の下行われていると認識をしております。

県におけるPCR検査の受入れ可能件数は、5月21日現在、茨城県衛生研究所及び民間検査機関を合わせ、1日当たり300件程度となっており、現在までの1日当たりの最大検査件数は175件となっております。今後のPCR検査の拡大対策といたしまして、県は、地域外来・検査センターの設置について、保健医療圏に1か所程度を目安に、県医師会、郡医師会あるいは市医師会等に委託を検討しております。

県の役割であるこれらの検査体制の構築は、少なくとも保健所管内等の広域で取り組むものとなるため、地域外来・検査センターが竜ヶ崎保健所管内などに設置される際には、管内市町村と協議し、協力体制を図ってまいりたいと思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 次に、牛久市民が新型コロナウイルスの感染者となった場合、無症状・軽症の方に対する分離療養の受入れ能力はどのような状態なのか、そして市としての強化策を聞きます。また、重症の方に対するICU、ECMOなどの設備も含めた対応能力はどのようなものなのか、そして強化策について聞きます。さらに、一つの病院でクラスターが発生した場合、他の病院で対応できる状況なのか、今後の対策も含めて伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長飯野喜行君。

○保健福祉部次長（飯野喜行君） お答えします。

新型コロナウイルス感染症患者における無症状・軽症者の分離療養体制につきましては、国の指示の下、県が行うことになっております。県に確認したところ、保健所管内別、地域別等の設置数の公表はございませんが、5月21日現在、県内で最大175室、195名の患者の受入れが可能となっておりますが、利用者全員が退所となりましたので、6月1日から34室に縮小されております。また、5月19日現在におきまして、県内の重症病床は30床確保しております、重症病床稼働率は4.3%となっております。

クラスター発生時の対応につきましては、県が速やかに濃厚接触者の行動調査等を実施し、PCR検査の実施や自宅療養等の振り分けを行い、検査陽性者には、症状に応じた移送先の対応や健康観察等を実施することとなります。クラスターが発生した際、PCR検査件数が多くなることが予想されますので、その際に速やかに地域外来・検査センターを設置し、対応ができるよう、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、医師会及び竜ヶ崎保健所と連携を図りまして、体制構築の協力支援を行ってまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 一般用のマスクは最近店頭に並ぶようになってきているようですが、市内の特に医療機関・介護施設等における消毒液、医療用マスク、医療用ガウン等の充足はど

のような状況でしょうか。土浦市では、サージカルマスクや消毒液を全戸及び病院に配布し、保育所及び学校施設用に体温計配布、病院用防護服及び袖つきガウン配布なども含め、2,700万円ほどの予算を執行するそうです。市民には除菌水として次亜塩素酸水を配布しているとのこと。牛久市の施策はどうでしょうか。また、不良品が約4万7,000枚に上ったという政府配布の妊婦用布マスクは、牛久では返還したかどうか、状況をお知らせください。

**○議長（石原幸雄君）** 保健福祉部次長飯野喜行君。

**○保健福祉部次長（飯野喜行君）** 医療機関への物資の供給等におきましては、国が国内の在庫量調査を実施し、優先供給体制を講じております。茨城県は、医療機関に対し、直接、消毒液、マスク、ガウン等の必要量の把握と供給を行っております。また、市におきましては、マスク不足が深刻となっております4月14日、牛久市医師会にマスク5,000枚、牛久市歯科医師会に4,000枚、併せて消毒用エタノールの配布を行っております。また、各団体・企業等から寄附されましたマスクを医療的ケアの必要な子供を抱える御家族や教職員、児童クラブの指導員などに提供しております。また、同様に寄附されました次亜塩素酸水18リットル2缶につきましては、子育て広場へ提供するなど、感染防止に活用しております。そのほか、市民の皆様から匿名で手作りマスクの寄附も多数頂き、有効に活用させていただきました。なお、国から国民に配布されるマスクにつきましても、活用予定のない市民の皆様から寄附をしたい旨の声も寄せられております。

妊婦マスク配付につきましては、4月中旬より、国から定期的に妊婦用布マスクが提供されておりますので、対象者に順次郵送するとともに、妊娠届出時に配付をしております。さらに、妊娠中の感染予防、安心・安全な出産を迎えるための一助として、各団体・企業等からの寄附による不織布マスクを併せて提供しております。なお、妊婦は、今後ワクチン接種が可能となった場合にも接種対象外となる可能性があるため、継続的なマスク配付等について検討してまいります。

それで、議員から医療機関に配布したマスク等の充足ということでしたが、これにつきましては、市内医療機関の4月中にはマスクの不足もあったということで、各医療機関からそういった声をいただいたところであります。お答えしたように、合わせて医師会、歯科医師会に9,000枚寄附をさせていただきましたけれども、それぞれ会へまとめて寄附をしたために、個々の医療機関から、この医療機関で十分だったかどうかは細かいところは不明ですけれども、量的に一時的なものであった感は否めないわけですけれども、5月に入りますと、国・県よりもある程度の供給体制が整い、そのような声もなくなったために、お答えさせていただきましたように、それぞれ寄附を受けたマスク等は学校あるいは医療的ケアの必要な御家族、妊婦さんなどへの配布としたところであります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 今の医療機関などの状況についてお話しいただいたわけですが、ガウンとか、防護服ですか。そういったものの状況はどうなのかということと、あと妊婦用マスクは一旦返還してからまた来たのかどうか、その点についてだけ再質問します。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長飯野喜行君。

○保健福祉部次長（飯野喜行君） お答えします。

ガウンあるいは防護服につきましては、現在、市内にはそういった陽性者の患者を受け入れる医療機関ございません。発熱外来の医療機関はありますけれども、そういった収容とありませんので、具体的に医療機関のほうからガウンの不足、あるいは防護服の不足、そういった声は直接市のほうにはありませんでした。

妊婦用マスクにつきましては、一旦返還をしまして、国のほうから再度届けられております。担当のほうで随時妊婦さんのほうには配付をしている状況であります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 2番目に、小中学校教育に関して伺います。

3月2日から5月22日まで春休みを挟んで休校が続き、約2か月間、通常授業ができませんでした。5月25日から分散登校が始まり、本日から通常登校、通常授業が始まるということです。休校の長期化や親の減収等によって、家庭のトラブルも心配されるところですが、市には家庭内暴力や子供の虐待、登校拒否など、どのような相談が来ているのでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 臨時休校期間中、学校では、電話連絡や家庭訪問、課題確認日を設けることで、児童生徒の生活状況や健康状況を把握してきました。3月初めから5月24日までの休業期間中に、交通事故が2件、家庭内暴力を含む虐待は、小学校から5件、中学校から2件の計7件報告されました。具体例として、家庭で父親の言うことを聞かず反発した児童が父親から暴力を受けたという件があります。この事案は、児童が登校した際に自分から教員に話したことにより発覚し、学校から児童相談所に通告しました。また、朝起きる時間が遅くなったり、夜遅くまで起きていたり、ゲームやユーチューブに夢中になって昼夜逆転したりと、生活リズムが乱れてしまったという報告がありました。

また、教育センターきぼうの広場では、休業中も児童生徒や保護者との相談活動を行っており、休業中の3月は180件、4月は82件の相談がありました。相談件数としては、昨年度の同時期と比べると少なく、特に4月は半数以下になりました。中には、特別支援学級の子供を持つ保護者が休業中の子供の対応に悩み、子供に対していらいらすることが増えたという相談もありました。また、4月6日の始業式以降、再び休業に入ったことで、前年度に登校を渋

っていた児童生徒が新しい環境への不安が解消できないまま家庭で過ごすこととなり、学校再開への不安をより強く感じているという相談もありました。

そのほか、新型コロナウイルスに関連したいじめや嫌がらせ等についての情報は、学校には入っておりません。

学校は再開されましたが、児童生徒の中には、長期の休業で生活リズムが乱れ、規則的な登校への不安など、様々な不安やストレスを抱えている児童生徒がいると思われます。そこで、学校では、児童生徒の心身の変化や違和感があるかどうかを把握するため、学級担任と養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察や、生活アンケート、面談等によるストレスチェックを行っています。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフとも連携協力しています。さらに、児童生徒が不安や悩み等を相談できるよう、教育センターきぼうの広場や、牛久市が導入しているSTOP i t等の相談窓口を紹介しています。

今後も、児童生徒が一人残らず安心して落ち着いた学校生活が送れるように努めていきたいと思えます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 次に、約2か月間通常授業ができない状況の中で、学習はどの程度カバーできてきたのか、そして今後どのようにカバーするのか、質問します。

この間、私は、通常時のICT教育の発展のためにタブレット等の配付を主張してきましたが、今、緊急時の在宅オンライン学習を保障するためにも、タブレット等が必要不可欠であることが明らかになりました。牛久市においては、今回の補正予算でGIGAスクールICT貸借事業を前倒しで実施し、小中学生約7,000名に1人1台のタブレットを貸与することです。その決断を時宜にかなったものとして評価するものです。その経緯と準備状況、進捗状況も聞きます。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） まず、初めに、臨時休業中の学校の対応についてです。

3月からの突然の臨時休業により、学校は急遽、プリントなどの課題を作成し配付することで対応しました。その後、各学校は、学校ホームページに新型コロナウイルスに関するページを作成し、そこに課題をアップしたり、電話連絡を行ったりしながら、学習状況の確認や家庭生活での児童生徒の様子の把握にも努めてきました。5月11日からは、小学校では週1回の家庭訪問を、中学校では課題確認日を設け個別に登校し、担任が課題の確認や面談を行いました。

休業中の家庭学習の課題の工夫として、学習内容を「がんばりカード」に記録したり、「牛久っ子なわとび検定カード」を使って児童の健康維持や体力向上に役立てたりしました。ある

中学校では、筑波大学アスレチックデパートメントと協力し、体力向上動画を配信するという試みも行いました。

指導課では、学習支援サイトを立ち上げ、児童生徒や保護者に紹介し、学びの機会を提供してきました。さらに、市内全ての学校に導入しているeラーニングによる家庭学習サービスを改めて紹介し、プリント等の学習の補助として活用するよう勧めてきました。

授業動画の配信については、県教育委員会の動画や文部科学省が薦める様々な動画サイトを紹介する形で行っています。県教育委員会が作成している「いばらきオンラインスタディ」についても、学校から児童生徒に紹介し、活用を勧めています。牛久市独自の取組として、市内各小中義務教育学校に派遣されているALTによる学習動画を作成し、児童生徒を対象に5月末まで30本の動画を公開しました。しかし、活用するためのインターネット環境が全ての児童生徒にないこともあり、授業動画の視聴を必修の課題として出してはならず、教科書を進めるための補助教材として活用しています。

牛久市のタブレット端末の活用についてですが、現在は各学校に40台から80台の整備状況です。したがって、全ての児童生徒に貸し出して家庭で活用できる状況にはありません。今後は、国が進めるGIGAスクール構想の整備事業を活用し、10月末までに、児童生徒1人当たり1台の端末及び高速大容量の通信ネットワークの整備を目指しています。

これらの状況を踏まえながら、新型コロナウイルス感染の第2波による臨時休業等を念頭に置いたオンライン授業の実現のための準備を進めてまいります。学校の授業と家庭学習とオンライン授業を組み合わせた学習環境をつくり、子供たちの学びを止めない工夫をしていきたいと思っています。

これまでの臨時休業中の授業時数については、年間を通して3週間分の不足があります。不足分を補うために、夏休みを短縮し3週間を授業日にするとともに、11月13日の県民の日を授業日にしていく予定です。

今後、コロナウイルス感染の第2波が来ることも予想されます。そのときは行事の見直しや冬休みを短縮して授業日にすることも考えていきたいと思えます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 次に、給食が止まる中で、子供の食に対する支援体制の強化が求められました。つくば市では、食の支援として、休校で給食がなくなり食事をとることが難しい小中学生を対象に、平日の毎日、お弁当を配付したそうです。つくばみらい市は、学校休校中の給食の代替措置として、低所得世帯の子供1人につき5,000円の子育て世帯臨時応援金を給付しました。土浦市では、就学援助受給者への支援として、休校中の給食費分を支給しました。牛久市でも、今回の補正予算で、準要保護世帯に対し同様の援助策が用意されているよ

うです。

土浦市は、学校を再開してから6月、7月の給食費を無料化するそうです。古河市は、6月から4か月無料とのことです。牛久市も本日より給食を再開しましたが、コロナ禍で痛めつけられた多くの家庭に対し、毎月約4,500円という給食費の負担軽減について検討すべきではないでしょうか。就学援助受給者だけでなく、これまで援助を受けていない多くの家庭が、例えば自営業では大幅な売上げ減や休・廃業に苦しみ、多くのパート・アルバイト等の方が解雇、無給休業、大幅減収に苦しんでいます。逆に、長期休校で食費はかさんでいます。子育て世帯全体を応援することが必要ではないかと考えます。例えば、3か月間ほど給食費を無償化するなどを真剣に取り組むべきと考えますが、市の見解を聞きます。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 学校の臨時休業により給食の提供がなくなったことで、ネグレクトや経済的な理由により、児童に十分な食の確保ができない状況については危惧をしているところです。

一部の地域で、ボランティア団体が月1回、子ども食堂を開催し、親子等で約30名に食事の提供を行っているほか、団体に寄せられた食材を家庭に届ける活動も展開しており、市では、そのボランティア団体に活動場所を提供し支援を行っています。感染拡大予防のため、活動ができない状況の中においても、市内飲食店から提供を受けたお弁当を、ボランティア団体が把握している家庭に届ける活動を行っていると聞いております。

市全体では、直接食の提供を行う仕組みは未整備となっております。直接食の提供を行う課題といたしましては、安全な提供のために必要な、食物アレルギー対応として食材の把握が困難なことが挙げられます。食の支援は、当日調理するものだけでなく、お弁当やお総菜などの提供もあり、全ての食材を把握する対応ができない現状では、意図せぬアレルゲンの混入を防ぐことが難しいと考えております。

休業中の食の支援の重要性は認識しておりますが、十分に食事が確保できない原因への対応として、まず経済的な支援を考えております。国が行う給付金等に追加した牛久市独自の施策として、低所得の独り親世帯への給付金支給について、今議会に追加予定の補正予算に計上しております。また、ネグレクトに関しては、継続的な家庭訪問等を通して、保護者の精神的支援や家事支援サービスの導入など、それぞれの家庭が抱える問題に向けた個別の支援を行ってまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 給食費の支援策についてお答えをいたします。

市といたしましては、経済的困窮世帯を対象に、セーフティネットとして就学援助制度の中

で給食費の無償化を行っております。就学援助制度の認定に当たりましては、今回の新型コロナウイルス感染防止対策によって収入が激減した世帯から御相談があった場合には、前年度所得での認定にこだわらず、直近の状況を給与明細等何らかの書類で可能な限り確認をし、認定する方針で、現在、全ての保護者の皆様宛てに通知をしたところでございます。

また、今回の小中学校及び義務教育学校の臨時休業に伴い学校給食を中止するに当たっては、食材のロスを極力なくすため、議員の皆様や市職員に有償での御協力をいただくとともに、市内で活動する子ども食堂へ無償提供も行ったところでございます。

しかしながら、就学援助に該当する世帯においては、休業期間中、給食がなくなったことにより子供たちの昼食費の支出が新たに発生していると考えられていることから、その間の給食費の徴収はないものの、家庭での昼食費を支援する意味で、就学援助の給食費相当分の給付を行います。

御質問の給食費の支援としての内容でございますけれども、第2子、第3子以降の無償化ということになりますと、対象となる児童生徒数が全体の約3分の1を占める状況で、給食会計の規模から見た市の財政負担を考慮すると非常に難しいと考えているところでございます。今後も引き続きセーフティネットとしての就学援助制度をしっかりと機能させることで、子供たちの学校生活を支えてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。以上です。

**○議長（石原幸雄君）** 杉森弘之君に申し上げます。再質問はございませんか。この件に関して。ある。杉森弘之君。

**○14番（杉森弘之君）** これまでの要保護者、準要保護者あるいは児童扶養手当などの受給者に対する保護をさらに厚くしていくということは大変大事なことだと思っています。しかし、今回の事態は、これまで保護の対象になっていなかった人にも保護が必要な状況になっているのではないかという認識であります。私が先ほど申し上げました給食費の3か月、例えばですね。3か月の無償化というのは、まさにそのような広範な人が今回のコロナの感染によってダメージを受けている。それらをどう市として支援の手を伸ばすのか。そういうことに関わることであります。この点について、もう一度答弁を求めるものであります。

**○議長（石原幸雄君）** 答弁を求めます。教育部長川井 聡君。

**○教育部長（川井 聡君）** 再質問にお答えをいたします。

今、議員からございましたように、市といたしましても、通常の就学援助、例年ですと四百二、三十名が対象になっておりますけれども、多分今回のこのコロナ禍において収入が激減したという御家庭においては、その旨、全員対象の申請書を送付しておりますので、そちらで申請をしていただくことで、当然基準以内の方に対しては全て就学援助の対象となるということ

で考えておりますので、そういう形での支援という方向で進めていきたいと考えております。

○議長（石原幸雄君） 一般質問の途中ですが、ここで自席にて暫時休憩をいたします。

午後1時48分休憩

---

午後1時49分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

杉森弘之君の一般質問を続けます。杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 第3番目に、市民生活や事業経営の面から質問いたします。

全国的にも労働者、とりわけ非正規雇用労働者の雇用・収入の悪化が顕著です。報道では、先月、生活保護申請が新宿区で昨年より70%以上増えたとのこと。牛久市では、生活苦に悩む市民からの相談はどのような状況でしょうか。

○議長（石原幸雄君） ここで、答弁者に申し上げます。答弁の残り時間が少なくなっておりますので、簡潔にされますようお願いをいたします。

答弁を求めます。環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大により、事業者は甚大な被害を受けています。緊急事態宣言に伴う休業要請や時短営業の要請により、業種に限らず収入が大きく減少しているのが現状です。収入が減少しても、家賃や光熱費、人件費など……。

失礼しました。ちょっと答弁を訂正させてもらってよろしいですか。すみません。（「どうぞ」の声あり）

改めて答弁をいたします。

新型コロナウイルスが猛威を振るい、世界中に感染が拡大する中、我が国においては4月7日に7都府県に緊急事態宣言が発出され、4月16日には全都道府県へと拡大されました。緊急事態宣言の発出を受け、感染防止のため、国民に対し外出自粛が要請され、商業施設や……（「経緯はいいの」の声あり）はい。

○議長（石原幸雄君） 答弁者に申し上げます。時間が迫っておりますので、簡潔をお願いをいたします。

○環境経済部長（藤田 聡君） はい。それでは、改めてお答えいたします。

御質問の市内の労働者の状況でございますが、市内の失業率や収入減などの数値は把握しておりませんが、総務省の労働力調査によると、全国の4月の失業率は、1月と比較すると0.2ポイント増の2.6%となっております。それを裏づけるような内容の報道が連日なされ、

市内労働者にあっても深刻な状況であることは明白でございます。

4月18日から5月19日までのおよそ1か月間にわたり市が開設したコールセンターに寄せられた相談のうち、働く人からのものを見ると、「非常勤講師として仕事をしているが、収入が減っているため救済してほしい」、「会社を解雇され収入がないので、早く給付金が欲しい」、「5月から就職予定だった会社が休業中のため収入がなく、生活費に困っている」、「職場で感染者が出たため休業を要請されたが、補填がなく困っている」、「大学生だが、アルバイト収入が減少した」など、いずれも切実なものばかりでございます。

国は、支援策として、労働者の雇用維持のための雇用調整助成金や、小学校等の臨時休校に伴い仕事ができなくなった保護者に対する支援金の給付、生活福祉資金貸付などの受付を始めましたが、これらは一時的なものにすぎず、働く人にとって今後も厳しい状況が続くことに変わりはございません。

緊急事態宣言が解除された今、私たちは緊急事態宣言下で行動を自粛してきたことを忘れずに、感染拡大の第2波を招くことなく、コロナ以前の社会経済活動を取り戻すための行動が必要であると考えます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 6月4日現在で、コロナ禍での解雇、いわゆるコロナ解雇は2万人を超えました。本年度、約300万人が失業するとの予測もあります。さらに休業者数は、4月現在で約600万人と急増し、しかもその多くが賃金がゼロあるいは大幅減収、そういった休業者と言われています。とりわけ、2016年現在で母子家庭の52%は非正規雇用であり、就労収入は加重平均で年169万円、貯金ゼロの世帯は37.6%を占めます。

そこで、土浦市では、独り親世帯に対して、市独自で児童扶養手当に1万円を上乗せして給付、つくば市では、3万円を給付するとのことです。私は、独り親世帯、児童扶養手当受給世帯だけでなく、子育て世帯全体への支援が必要と先ほど申し上げましたが、この子育て世帯全体への支援について、給食だけではなく、市の考え方を聞きます。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 新型コロナウイルス感染症の拡大は、子育て世帯におきましても、生活や経済面、教育や精神面等において大きな影響を受けていると考えております。子育て世帯の負担を軽減するために、国においても給付金等の施策が行われております。

牛久市といたしましては、子育てと仕事を主に一人で担う低所得の独り親世帯の負担を軽減するための給付金について、今議会に追加予定の補正予算に計上しております。国の動向を注視しながら、安心して生活できるような施策を展開してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 次に、住居確保給付金は、新型コロナウイルス感染拡大防止に起因する省令改正により、本年4月1日以降、支給要件の緩和が図られてきたところです。牛久市においても、柔軟な対応が求められます。住居確保給付金は、今年に入り何件の相談と、そのうち何件の申請、そして支給があったのでしょうか。また、支給に至らなかった障害、理由は何か。大学生、専門学生等の相談はあったのか。収入基準は牛久市の場合、月額幾らか。支給上限額は生活保護の住宅扶助特別基準と同額か。職業訓練受講給付金との併給は可能か、質問いたします。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 住宅確保給付金は、離職や廃業の2年以内の方で、収入が減少し住居を失うおそれが生じている方を対象に、原則3か月、最大9か月まで求職活動等を条件に家賃相当額を支給する事業で、昨年度の支給実績は11件、支給金額は合計42万1,000円となっております。

新型コロナウイルス感染症の拡大の状況を踏まえ、令和2年4月20日より対象要件が緩和され、離職や廃業に至らなくても、休業等に伴う収入減少により住居を失うおそれが生じている方に支給できるようになりました。

支給対象者につきましては、その世帯の生計を主に維持していた者で、支給要件は、収入要件と資産要件がございます。具体的には、世帯人数ごとに収入額と世帯預貯金合計額が規定されております。例えば、世帯収入額の合計額は、単身世帯は11万2,000円以下、3人世帯は18万4,000円以下となっております。世帯預貯金額の合計は、単身世帯は46万8,000円以下、3人世帯は84万円以下となっております。これらの要件を満たしますと、牛久市の場合、単身世帯で月額3万4,000円、2人世帯で4万1,000円、3人から5人世帯で4万4,000円を上限額として家賃の支給が行われております。

5月20日現在の申請及び支給決定件数は9件、総額108万5,000円で、昨年度の支給金額を既に超えております。住宅確保資金の相談につきましては、牛久市社会福祉協議会に委託しております。3月から5月20日まで現在で、相談件数は54件で、今後も増加すると見込んでおります。

なお、支給要件は生計を主に維持している方ということですので、大学生については支給要件に該当しておりませんので、申請者はありません。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 学生等については、政府の案内を見ると、要件外というふうには書いていないんですね。当てはまることもありますから相談してくださいということになっています。ですから、幅を広く持つ必要があるのではないかとこのように思います。

それから、3月から5月に相談54件に対して、申請あるいは支給になったのは9件ということですが、なぜそのぐらいの数なのか、どういう理由で申請あるいは支給に至らなかったのか。その主な理由について説明をいただきたいと思います。

○議長（石原幸雄君） ここで答弁者に再度申し上げます。残り時間が3分となりましたので、簡潔をお願いいたします。保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 54件で現在支給が9件ということになっておりますが、現在支給にまだ至らなく申請をしている方もございます。54件につきましては、資産要件、収入要件のほうを確認いたしまして、それで該当外になったものと思われまます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） コロナ禍で失業、休業、廃業に追い込まれた方は多く、学生等は内定取消しやアルバイトの減収に悩まされ、大学を辞めようとしている学生も少なくないと言われています。これらの方を対象に、雇用対策の一助として、正規と非正規の市職員を幅広く募集してはどうかと考えます。尼崎市では、20人の会計年度任用職員を採用するそうであります。近隣でも、市町村で採用を始めているところがあります。また、つくば市では、新規雇用した企業等に賃金の一部を助成するというふうなことを始めたところもあります。牛久市ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） お答えします。

当市の一部の会計年度任用職員については、当初予定した業務に就けず、業務内容などを調整しながら対応している状況となっております。今後、必要に応じて会計年度任用職員として任用も検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 報道では、コロナ禍に苦しむ中、負債1,000万円以上の今年の倒産は、4月までで2,849件に達し、年内には1万件を超える可能性があると言われております。さらに、倒産件数に入らない休・廃業、これは5万件以上とも予測されております。

牛久市の事業所数は約2,400、従業者数は約2万5,000です。今回のコロナ禍で市内の事業所がどれほど打撃を受けているのか、売上げ減、倒産、休・廃業等、つかめる範囲で状況を説明願います。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

市内の事業者の状況につきましては、商工会に寄せられた相談によりますと、各事業者とも売上げは減少し、厳しい状況にはあるものの、多くの事業者が中小企業信用保険法第2条第5

項に規定するいわゆる4号、5号認定、融資額の全額または80%が保証される融資制度をいち早く活用することができたため、直ちに廃業に追い込まれるという最悪の事態には至っていないということでございます。

市内の事業者の減収、休業の状況につきましては全体を把握できておりませんが、5月27日までに市に認定申請があった4号、5号申請187件の内訳を見ますと、前年同月と比較した減収率が20%未満の事業者は16件、全体の8%、20%以上50%未満の減収率で108件、58%、50%以上減収した事業者は63件、34%となっており、多くの事業者が厳しい状況にあるものの、商工会からの聞き取りにもありますように、融資制度を迅速に活用できたことで、現在のところは事業者を救えているという結果になっているということでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 事業者の経営上の深刻な困難に対し、国の支援策は遅く、金額も足りません。そこで、土浦市では、土浦市持続化給付金支給事業として、売上げが減少している事業者に対して最大20万円を支給します。つくば市では、テナント賃料助成事業として、最大20万円を3か月助成します。

業種的には、特に飲食・宿泊・旅客運送等の業種が大変大きな打撃を受けているというふう聞いております。牛久市も緊急対策として、市内中小・自営の飲食・宿泊・旅客運送等の約700事業者に、緊急対策として例えば10万円を支給するなど、何らかの緊急支援策が必要なのではないかと考えますが、市の見解を聞きます。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。簡潔にお願いをいたします。

○環境経済部長（藤田 聡君） 牛久市では、4月に3,650万円の補正予算を専決処分し、事業者支援に取り組んでいるところでございます。テークアウトやデリバリーにシフトした飲食店などの支援策として「うしくぐるぐる大作戦」、これは5月いっぱい行ったもの、それから6月1日に新たにその倍の店舗のための「ぐるぐる大作戦」を今実施しているというところでございます。

それから、市コミュニティバスかっぱ号では、令和2年4月の利用者は1万874人出、前年同月比で1万4,397人も減少となっております。このような状況ですので、補償金の増額は避けられないということでございます。

こうした状況に鑑みまして、市では、市内で運行している路線バス事業者やタクシー事業者に対して、感染症対応地方創生臨時交付金の活用の補助制度を設けるべく準備しております。

それから、業種を問わず、厳しい経営状況が続くことが予想されますので、市が独自に支援していく経済対策を本議会に追加補正予算として計上する予定です。以上です。

○議長（石原幸雄君） 14番杉森弘之君に申し上げます。

一般質問の途中ですが、答弁の時間がなくなりましたので、14番杉森弘之君の一般質問はこれで打ち切りといたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は14時20分といたします。

午後2時06分休憩

---

午後2時23分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番須藤京子君より、欠席の届出がありました。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、5番山本伸子君。

〔5番山本伸子君登壇〕

○5番（山本伸子君） 皆様、こんにちは。無会派の山本伸子でございます。

新型コロナウイルスは、私たちの生活、そして社会の仕組みにも大きな影響を与えることとなりました。人と人が関わる場が制限され、社会的な絆としての役割を担うお祭りやスポーツ、コンサートなどのイベントがなくなり、人々が集まれなくなることは、感動を共有できなくなることでありました。市民一人一人がそれを実感したこの2か月間だったのではないのでしょうか。

一方、自治体においては、初めてとも言える、自然災害とは異なるリスク対応に試行錯誤の毎日であったと推測いたします。医療関係の方をはじめ、自粛中も社会生活の維持のため仕事に当たってくださった全ての方に感謝申し上げます。

それでは、改めて、今回は、無会派として取りまとめたものを質問してまいります。

まず、1番目は、牛久市の新型コロナウイルス対策の方針について伺ってまいります。

この行動計画の基本方針に、目的として次のように記されております。「新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを抑制することは不可能である。また、世界中のどこかで発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考える。病原性が高く蔓延のおそれのある新型インフルエンザ等が万が一発生すれば、国民の生命や健康、経済全体に大きな影響を与えかねない。このため、長期的には国民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ対策を災害と同等の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、感染による健康被害と社会生活への影響を可能限り最小限に抑制する」。このように書かれております。

この計画は、ワクチン接種が前提となっており、その接種対象者の順位づけなどが計画されております。ですので、ワクチンがまだ開発されていない今回の新型コロナウイルスとは違う点もあるかと思いますが、今回、市においてはこの計画に沿った対策が取られているのかを伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 牛久市新型インフルエンザ等対策行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザだけでなく、同様に危険性のある未知の感染症においても、感染による健康被害と社会生活への影響を可能な限り最小限に抑制することを目的に策定しております。

新型コロナウイルス感染症は、令和元年12月に中国武漢市で流行が始まり、WHOは、令和2年3月11日にパンデミックを表明しました。日本では、令和2年2月1日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」において指定感染症に位置づけられ、3月13日には新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、法律に基づく対策が講じられております。牛久市においても、新型コロナウイルスは重大な未知の感染症と捉え、国・県の動向を踏まえ、牛久市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき対策を講じております。

まず、市行動計画において、新型インフルエンザ等が発生した場合、国の緊急事態宣言発令時または任意で対策本部を設置することになっております。今回は、対策本部設置前に、2月4日から部長等による対策会議を4回開催し、情報の共有や対策本部設置時期等を協議し、3月17日に県内1例目が確定した同日に、市行動計画に基づく牛久市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしました。5月末現在で計12回の対策本部会議を開催し、国・県の対策等に応じて情報提供や感染予防対策等について協議を重ねております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、行動計画の中で市が行う最も重要な対策である予防接種については、現在予防ワクチンがないため、対応できない状況となっております。行動計画には、新型インフルエンザの予防接種対応に限った記載となっておりますが、接種体制の考え方は大きく変更されるものではないと考えておりますので、住民接種マニュアルと併せて、ワクチン接種に速やかに対応できるよう早急に検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 計画では、6つの発生段階に応じた対応方針と目標を定めております。発生に備えた準備の時期である未発生期、次に、海外での発生期、国内発生でも県内では未発生の時期、県内及び市内で初の患者が発生した発生早期、その後、感染が広がる感染期、そして最後は患者の発生が低い水準でとどまっている小康期、今はこの時期にあるのかと考えます。これらの発生段階における主な対策は、計画に照らし合わせ、あるいは今回の新型コロナ

ウイルスの特性に応じて、柔軟に対応し行われたのか、その点も含めてお尋ねいたします。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 今回の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、牛久市新型インフルエンザ等対策行動計画を基本といたしまして、国や県の動向に合わせて柔軟な対応を実施しております。

第1段階の未発生期、第2段階の海外発生期、第3段階、第4段階ということで対応してまいりました。現段階におきましては、5月6日以降県内で新規患者の確定はなく、5月25日には全国の自治体で緊急事態宣言が解除されております。現在は、6段階の小康期とみられる現状となっておりますが、有効な治療方法や予防ワクチンがない状況であるため、感染拡大の第2波が懸念されております。今後は、さらに感染予防対策を強化し、新しい生活様式を実行しながら施設運営や事業を実施することになりますので、市民に十分に周知した上で、第2波に備えた感染予防対策を図り、蔓延防止に努めてまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） この計画の中で、実施上の留意点というのが4点ほどございます。基本的な人権の尊重、そして危機管理としての特措法の性格、そして関係機関相互の連携協力、また、今、国会のほうでも問題になっております記録の作成と保存、こういうものが実施上の留意点になっておまして、今回もそれについて幾つかお尋ねするつもりではおりましたが、大変時間がタイトなものですから、こちらに関しましては割愛をさせていただきたいと思います。

2番の市の業務継続計画について伺ってまいります。

新型インフルエンザ等対策を確実に実施し、市民への感染拡大を最小限に抑制するためのものが、さきの行動計画であるならば、そのような状況下においても市民生活の維持に必要な行政サービスを適切に提供していくための業務継続計画というものがああります。行政サービスを滞りなく行うため、市役所の各部署ではどのような感染対策が取られたのでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者のうち、社会の安定の維持として最低限の事業継続を要請する業種として、行政サービスが挙げられております。

市では、職員が感染した場合においても必要最低限の業務が継続できる体制を整え、さらに感染拡大を予防するための様々な対策を実施してまいりました。

まず、感染予防として、各施設ごとに、出入口への手指消毒液の設置、定期的な換気と清掃、ソーシャルディスタンスを保つ机や椅子の配置の工夫、職員のマスク着用、飛沫防止シールドの設置、そしてこれらの対応について御理解をいただくために、市民の皆様に対する掲示物の

設置を行いました。また、職員の感染予防対策として、会議室等を利用した分散配置や在宅勤務、時差通勤、休日や週休日への勤務日の変更など、可能な限り他職員との接触を避ける取組や、体調管理を徹底するため、登庁前の体温測定、家族等に発熱がある場合の特別休暇措置など、業務に支障のない範囲で対応し、感染リスクの低減に努めております。

なお、今後の第2波到来に向けての対応として、今回の対応を検証し、庁内各課において業務のシミュレーションと業務継続のためのマニュアル等を作成し、次なる感染拡大予防に努めてまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） この業務継続計画を策定している千葉県船橋市の場合、その目的として3つの事項を定めています。1、新型インフルエンザ発生時の業務をあらかじめ定めることにより、行動計画を適切に実行する。2、新型インフルエンザの対応に加え、市民生活に必要な不可欠な行政サービスを維持するため、市の業務を優先業務と停止業務に分類して対応することとし、その基本的な考え方を示す。3、市の業務を継続するために必要な体制を整える。つまり、事前に優先業務を選定し、感染期においても限られた人員を有効活用して、市として実施すべき業務に支障を来さないようにするためのものです。

また、東京都小金井市では、新型インフルエンザ発生に伴い新たに発生する業務と、通常業務の中でも継続する事業、縮小する事業、休止する事業という業務対応の区分をしています。

いずれにしても、業務を継続するために職員の健康管理を行い、庁舎内の感染予防対策とともに、人材の確保と業務の標準化をしていくための方針を示したものであります。

牛久市においても、新型インフルエンザ等対策行動計画の中で、市民の生活支援を的確に実施できるよう業務継続計画を策定するとなっておりますが、現状はどのようでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） 業務継続計画は、4割の職員が出勤困難等になった場合であっても、新たな感染症などにより新たに発生する業務を迅速に実施するとともに、市民生活の維持に必要な不可欠な通常業務を滞りなく実施するため、業務の実施区分及びその対策等について定めるものとなります。

当市の計画は、感染症対策業務と継続業務を非常時優先業務とし、その実施に向けた対策、市民への情報提供、市庁舎内の措置や職員の感染予防対策、マニュアルの整備、各課等の業務実施区分一覧などの構成で策定しているところとなります。当市の業務継続計画も他市と同様に、業務を新型インフルエンザ等対応のために新たに発生する感染症対策業務、継続業務、縮小・延期業務、中止業務の4つに区分し、その業務の運用について定め、職員の感染状況や出勤率等を総合的に勘案し、弾力的・機動的に業務を実施していくこととしています。

現在、新型コロナウイルス感染症については小康状態となっておりますが、継続して国や県からなどの情報に注視するとともに、必要な感染予防対策を実施しながら流行第2波に備えてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君に申し上げます。ただいまの質問につきましては、再質問はございますか。

なければ、自席にてここで暫時休憩をいたします。職員の入替えを行います。

午後2時40分休憩

---

午後2時41分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。5番山本伸子君。

○5番（山本伸子君） それでは、引き続き、2番からですね。休校、休館に伴う代替措置と今後についてということで伺ってまいります。

まず、1番目、休校になったことによる子供の居場所、学習や食事、そして預かりという視点で伺ってまいります。

3月に突然小中学校が休校となり、学業とともに給食も休止となりました。どうしても子供を預かってもらいたいという人のため、児童クラブは行われましたが、いわゆる3密である児童クラブは、支援員の方も常に神経を使う大変な状況であったと推察いたします。一方、放課後の居場所としての放課後かっぱ塾は中止となりました。また、給食がなくなることで、やりくりの苦しい家庭の子供の食を心配する声、こちらは私のほうにも届いておりました。

休校中の学校と子供をつなぐための取組や子供の居場所、そして食事の保障に関して、この間どのように議論がされてきたのでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） まず、学習です。休校直後より、週1回は電話するようしていました。特に、配慮を要する児童生徒のところには家庭訪問を実施していました。5月末日までの臨時休業が決定すると、電話による対応だけでは子供たちの心のケアには限界があると判断しました。5月11日より、小学校では家庭訪問を実施し、児童や保護者の心配事や悩み事の相談と課題の確認をしました。中学校では分散登校を実施し、担任と生徒の個別面談を実施しました。教育センターきぼうの広場をお知らせしたり、STOP i tでいじめだけでなくどんな相談も受け付けることを周知しました。

預かりに関してです。児童クラブのほうですが、3月6日から春休み前までは、児童クラブとしての位置づけの下、教室預かりの教室クラブと児童クラブ施設での児童クラブの運営を実

施しました。4月8日からは、日中の14時半までを学校が臨時預かりで対応し、以降の時間から児童クラブで受入れという形で、やむを得ない事情で児童の預かりを必要とする方への対応をしました。6月8日、今日からは通常の授業が始まっています。これからは、頻繁な換気、手洗い、うがい、マスクの着用を励行し、できる限り密にならないよう十分に配慮しながら児童クラブを運営していきます。

食に関してです。今回の臨時休業中に昼食を取ることが困難な一部の児童生徒に提供する場合には、食物アレルギーとか登下校の安全対策などの課題がありました。したがって、学校臨時休業中に食事を提供することについては、今後の検討となりました。

4月、5月については、経済的困窮世帯において、その間の子供たちの食費が新たに発生していることから、給食費分の給付を行うということを決定しました。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 先日新聞に、休校中の千葉大学附属中学校の取組が掲載されていました。この学校では、生徒に毎日朝9時に学校のホームページを見るように伝えて、パスワードを入力して専用の画面に入ると、学級担任のメッセージや教科担任が出した課題を読むことができるようになっていました。また、発熱など体調を報告してもらう欄や、生徒が相談や悩みを入力できる欄を新たに設置し、生徒の希望に応じて担任教諭、養護教諭などに届ける対応をしています。この一方向ではない双方向の取組というのは、私はとても大事であると感じました。この学校のホームページは大抵のところにありますので、ほかの学校においても同様の工夫ができるのではないかと書かれておりました。

もちろん、生徒全員のネット接続環境が整っていることが前提となります。先日、かっぱメールで保護者にインターネット接続環境に関する実態調査が行われたようですので、その結果などから、今後の学校におけるデジタル化に向けての方向性についてお聞きいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 今後の教育のデジタル化についてお答えします。

今回の新型コロナウイルス感染拡大防止のための小中学校の臨時休業においては、以前から家庭学習の際に、インターネットに接続し利用できる学習ドリルソフトを整備しており、それらの学習ソフトを使用したり、ALTのユーチューブによる動画配信、さらには「いばらきオンラインスタディ」など、インターネットを介した授業のコンテンツなどによる学習支援を組み合わせて子供たちの家庭での学習に活用しました。

家庭のインターネット接続環境の調査を行ったところ、結果については、保護者の81.4%から回答をいただき、うち接続環境がある家庭の割合は全体で98.8%と比較的高い割合となりました。ただし、子供のみでインターネットが接続できる家庭は75.5%にとどま

りました。

今回の新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、国はGIGAスクール構想を掲げました。当市においても、国の補助事業を活用し、端末の児童生徒1人1台を本年度中に実現してまいります。児童生徒1人1台の端末環境とGIGAスクール構想での高速接続環境の整備により、これまで学校内で順番待ちをしながら使用していたタブレットが、先生がいつでも使いたいときに使えることになり、学校でのICT活用が一気に加速するものと考えられます。

その上で、セキュリティ対策やフィルタリング対策を行った上で、今回のような非常時において児童生徒に貸し出し、家庭へ持ち帰って活用することも視野に入れて整備してまいりたいと思っています。

ただ、全児童生徒が家庭学習でもICTを活用するためには、家庭、特に経済的困窮世帯での通信費負担が課題となってまいりますので、この点についても今後調査研究してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） それでは、2番ですね。図書館や自治会館などが休館になったことによる対応と今後について伺ってまいります。

図書館の休館中の対応というのをお聞きしようと思っただけなのですが、時間がタイトなのでこれも割愛させていただきます。

電子図書館について伺ってまいります。

図書館休館中は、予約貸出しもリクエストフォンの注文もできず、外出自粛の中、読書とと思う市民のニーズとは裏腹な結果となりました。今後も、今までのように図書館でゆっくり本を選んで過ごすということが難しい状況が続くのかと推測いたします。が、しかし、そうした中で本を市民に提供するための取組を進める図書館もあります。それが電子図書館です。

電子図書館を実施している熊本市立図書館では、市内の小中学校に通う児童生徒向けに、5月2日から学校図書館の図書カードでも貸出し予約や電子図書館を利用できるようにしました。若い世代の図書館離れを食い止めるために始めた試みが、図書館の休館や学校の休校が続く中で好評を博しているそうです。

牛久市立図書館基本計画にも課題として、市民の教育と文化の向上に寄与するため、電子書籍の導入が掲げられております。今後、新しい生活様式で過ごすことになる市民のニーズに応えるため、電子図書館について県内の現状も含めお考えをお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 電子図書館は、今般の新型コロナウイルス感染拡大により図書館が臨時休館になった場合でも、自宅で過ごしている利用者の方に読書環境を提供できる手法と

しては、とても有効であると認識をしております。

近隣で導入をしている土浦市、龍ヶ崎市、守谷市から運用の状況に聞き取りを行ったところ、今年の2月頃からは問合せや貸出件数も増加しているものの、登録者数が最も多い守谷市で、令和2年5月27日現在1,088人、貸出件数が最も多い龍ヶ崎市で、平成30年度1年間で約2,000冊程度と決して多いとは言えない状況です。3市からお話があったメリットといたしましては、来館せずに貸出し・返却ができること、遅滞が発生しないことや、書籍が劣化しないことなどが挙げられました。また、デメリットとしまして、電子書籍が紙の書籍に比べ高額であること、ニーズの高い書籍は貸し出せる年数や回数に制限があり無期限の所持ができないこと、最新の書籍は電子書籍化されておらず購入できないとのことなどが挙げられました。

導入に当たりましては、先進自治体の状況や運用経費を含め、慎重に検討していかなければならないと考えているところでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 導入については課題もあるとの御答弁でした。いつでもどこでも本を借りて返せるというのは、新しい日常においては大きなメリットです。

札幌市の中央図書館の電子図書館では、学校と連携して、小学校で図書館から提供した電子書籍を調べ学習に活用するということが行われているそうです。10月末に今後1人1台タブレットが整備されるということですので、この辺も含めた活用を考えられるのではないかと思います。

また、近隣の電子図書館を導入していない自治体と連携したシステムの共同利用、こちらの研究会も行われていると報告がございますので、市民の読書を支える環境づくりは、不急ではなくとも不要ではないと考えますので、可能性が大きいと私は考えておりますので、検討のほどよろしくお願いいたします。

次に、生涯学習センターや各自治会館などが閉鎖になり、地域の人たちと関わる場であったサロン活動や体操教室などができなくなりました。地区社協で行っている日常生活支援総合事業も中止となり、通っている方たちとのつながりがなくなってしまうことで、体調が心配だとしてスタッフが一人一人にお手紙を届けたということもお聞きました。

そんな中で、特に、独り暮らしの高齢者や見守り台帳に登録している要援護者に対して、本来、民生委員が地域の見守り役として活動している業務が難しくなっている現状もあろうかと思えます。対面を控えて電話での連絡をと思っても、詐欺被害を警戒して電話がつかないこともままあるようです。

行動計画にも、生活弱者、要援護者の生活支援が言われておりますが、この間、どのような

工夫をしてそういった支援が行われたのでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 介護予防・日常生活支援総合事業に位置づけられているボランティア団体主体の通所型サービスは、地区社協で実施しておりますが、感染拡大予防のため、3月中旬から活動の自粛をお願いしているところです。自粛期間が長くなってきたため、ボランティアが利用者の様子を気にかけて、お手紙と折り紙で作った作品を用意し、地域包括支援センター職員にこれらを託し、職員が事前に利用者に電話連絡した上で4月末にポスティングを行いました。包括の職員が電話連絡する中で、支援を求める利用者もいたため、民間事業所のサービスにつなげたケースもありました。

次に、民生委員・児童委員による見守り活動の状況ですが、対面による見守り活動ができない中での工夫として、「心配事や悩み事がありましたらお気軽に御相談ください」という内容のPRカードを、担当地区の独り暮らし高齢者や見守り台帳に登録されている方にポスティングによる配付が行われています。そのほかにも、メールにて近況を確認するなど、様々な方法で間接的な見守り活動を実施していただいております。

現在のところ、市に相談は寄せられてはおりませんが、今後も感染症予防対策の周知を行いながら、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、社協、地区社協と連携し、声かけや見守りの方法等の工夫を図り、高齢者をはじめ要援護者の心身の状況を把握し、きめ細やかな支援に努めてまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） それでは、3番目です。エスカード牛久ビル及び牛久シャトーの現状と今後について伺ってまいります。

牛久駅近辺の市民には待望であった、エスカード牛久の2階が4月に一部リニューアルオープンをし、そして今月5日にはグランドオープンとなりました。今まで店舗誘致に尽力してくださった関係者の方々に感謝申し上げます。

まず、オープンに先駆けて改修が行われた2階と3階の現状を伺います。そして、昨年度、公共的利活用の基本構想・基本計画が策定されましたが、その際、集客力、多世代交流、学生の利用の促進、この3つがコンセプトと言われておりますが、コロナ後の新しい生活様式となることで、その方針や今年度の実施設計に影響があるのでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） エスカード牛久ビルにつきましては、去る6月5日に2階フロアのグランドオープンを行い、およそ3年半ぶりに2階の旧イズミヤ店舗区画を開くことができました。

今回のオープンでは、これまで市民の皆様より多くの御要望が寄せられておりました、衣料や生活雑貨を取り扱う店舗として「暮らしの生活館」、「フルール」の開店をはじめ、カフェ店舗として既に市内でも営業実績のある「南部珈琲」、高校生等若い世代に人気の高いタピオカを使ったジューススタンド「運茶」、出会いから結婚までのトータルサポートを行う「アンジュウエディング」、そして観光・物産の案内や販売を行う「いばらき自慢」の6店舗での再スタートとなりました。

リニューアル後は、実際に高齢者の方々から、「衣料・生活雑貨店が入ってよかった」という意見をいただいたほか、小学生が運茶のタピオカドリンクを探して歩く姿や、南部珈琲で談笑しながらコーヒーを飲まれている方々の様子を見ることができ、これまで失われつつあった人の流れ、にぎわいが戻る一つのきっかけとすることはできたと認識をしております。

今回のオープンでは2階のフロアのみであり、まだ全体の再生には至ってはおりませんが、引き続きエスカード牛久ビル、そして中心市街地ににぎわいを取り戻すことができるよう、牛久市に関わる全ての方々と一緒に考え、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公共的利活用につきましては、これまでも御説明してきたとおり、昨年度より基本構想・基本計画の策定業務に取り組んでおり、5月19日の庁議で基本的な利活用案を決定したところであります。この利活用を検討する中での新型コロナウイルス対策による変更や今後の影響のうち、まず、基本コンセプトにつきましては、変更点はございません。これは、公共的利活用の目的が、新たに中心市街地に人を呼び込み、にぎわいを創出するための公共施設の整備であることから、現段階において集客力、多世代交流、学生の利用の3つの基本コンセプトを変更する必要はないものと判断をしております。

また、施設の計画面につきましては、いわゆる3密を防ぐということも考え、主要動線部の幅員を広く持たせることや、施設を全体的に捉え、オープンスペースを広く配置するなど、密集・密接を生み出しにくい環境とすることや、諸室ごとに個別空調を導入し換気能力を高めていくことで密閉を防ぐことなども含めて、検討をしております。

エスカード牛久ビルの公共的利活用につきましては、本年度、実施設計を予定していることから、国が示す新しい生活様式や、住民の生活スタイルの動向に注視し、運用面、コスト面も併せて引き続き検討を続け、市民の皆様が利用しやすく、また、皆様に愛される施設としてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 次に、牛久シャトーに関して伺います。

一般の全員協議会において、第三セクター、直営事業のレストラン「キャノン」とスーパーニアショップについて、今月下旬に再開することになった旨の発表がありました。また、その際

に提出された第1期の決算報告書では、賃借料を免除とするも、純損失は650万円という数字が示されました。再開に向けた進捗状況、そしてテナントを募集するオエノンなどについての状況はいかがでしょうか。

また、今後の事業計画においては、当初示された、例えば滞在型観光施設という考え方や、ボランティアによるイベントや施設管理なども見直しが必要になるかと推測いたします。その辺の状況について。

また、牛久シャトーの文化財保存を目的として文化芸術課がシャトー内に設置されておりますが、それらの業務の現状について、これまで持ち越した課題もあるかと思いますが、お尋ねいたします。

**○議長（石原幸雄君）** 経営企画部長吉田将巳君。

**○経営企画部長（吉田将巳君）** 牛久シャトーのリニューアルに当たりましては、先日の牛久市議会全員協議会でもその一端をお話ししたとおり、旧レストラン「キャノン」、スーベニアショップを先行し、今月でのリニューアルオープンに向けた最終調整を行っているところでございます。

観光面、飲食事業面のいずれにおいても今回の新型コロナウイルスの影響を大きく受けており、今後の事業展開を考えた際は、例えば飲食店舗内において、ソーシャルディスタンスを確保するため座席数を減らして運営を行うことなど、新型コロナウイルス対策も考えていく必要がございます。こうした新型コロナウイルスへの配慮は、当面の間は必要になることと思いますが、これが滞在型観光施設としての考え方やボランティアの活用といった、いわば牛久シャトーの再生の基本方針まで変えなければいけないという状況ではないと認識をしております。

牛久シャトーは、これまで牛久市のシンボルとしてだけでなく、市内外の皆様から長きにわたり愛されてきた施設で、現在もその再生を望む声や、再生に向けた協力の声が多く寄せられております。ボランティアの皆様からの協力は、単にこの施設の維持管理のためだけでなく、より多くの方々が牛久シャトーに触れ、そこから新たな発見、新たな魅力が生まれ、さらにそれを広げることで、より愛される施設として多くの方々と協働による再生を目指すものであります。

一度閉ざしてしまったものを再生させることは決して簡単なことではありませんが、まず、一部施設を先行して再開し、これと並行して、市民の皆様をはじめ多くの方々からのボランティア協力や御支援をいただきながら、そのほかの施設においても順次オープンへと導いてまいりたいと考えております。

次に、牛久シャトーの文化財保存と活用を目的とした業務につきましては、今後も国や県の補助金を最大限に活用しながら、昨年度策定後、文化庁認定第1号となります牛久市文化財保

存活用地域計画に基づき進めてまいります。また、日本遺産の申請と並行して、4月に新たに成立しました法律で、文化観光推進法に定義されております文化観光拠点施設に、牛久シャトーが認定していただけるよう、現在申請の準備を進めているところでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） それでは、最後の質問になります。

新型コロナウイルス対策と、これから先を見据えた財政運営について伺ってまいります。

まず、交付される地方創生臨時交付金、こちらの内訳について伺います。

4月に創設された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策で、感染拡大の防止と、影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、総額1兆円の臨時交付金が創設されました。今回、第3号の追加の補正予算にも計上されておりますが、牛久市としては、この交付金の申請に当たり策定する実施計画で、どのような検討がされ、事業を選択したのか。また、交付金額、交付時期などについて伺います。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、第1に、新型コロナウイルス感染症拡大の防止を、次に、感染症拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を目的に、各自治体が地域の実情に応じて必要な事業が実施できるよう創設された交付金でございます。この趣旨に沿った事業を企画立案する旨、庁内に周知し、各部から提出された事業計画を経営企画部内において精査し、市として総合的な検討を加え、交付金を申請しております。

初めに、感染予防対策としては、公立小中学校を含む全公共施設で、飛沫感染防止間仕切りの設置や消毒の実施、サーモカメラを設置し発熱者に注意喚起を促すなどの事業内容となります。また、防災備蓄品には、感染症防止用品に加え、福祉避難所である福祉センターにはパルスオキシメーターなどの簡易な医療機器等を備蓄予定でございます。

次に、経済対策としては、牛久市独自の持続化給付金として、国の持続化給付金に該当しない中小企業、個人事業主に対して20万円を給付する事業をはじめ、公共交通事業者に対しての支援金給付事業などを計画しております。

最後に、生活支援としましては、児童扶養手当受給者に対し子供1人につき1万円を支給する事業や、就学援助世帯に給食費相当分を補助するなどの事業を実施し、保護者の負担軽減を図る予定でございます。

今回の臨時交付金において国から示されております当市の交付限度額は約2億1,000万円となっており、交付時期につきましては、国は申請後3週間程度で事業計画を確認し、決定した事業については速やかに交付金を交付することがスケジュールで示されております。以上

です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 様々、今、お伺いいたしました。詳細については、この後の常任委員会のほうでお伺いしていきたいと思います。

それでは、最後です。コロナ後を見据えた財政運営について伺います。

まず、歳入減の影響ですね。休業や失業などにより収入減となった事業者及び世帯に対して、様々な支援が行われているところではありますが、その中で税の徴収猶予など市の歳入の減に関わってくるものにはどのようなものがあり、それにより今年度及び来年度以降への影響を今の時点で分かる範囲でお示してください。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） コロナウイルス感染症による令和2年度における歳入への影響につきましては、現時点で、市税の徴収猶予の特例制度により1年間に限り徴収の猶予を受けられることや、市税全体の減収により約2億円、経済の低迷による地方消費税交付金の減収や公共施設の休館による使用料の減収、また、保育料等の減免による減収などにより約4億円、合計で約6億円を減収見込みとして試算しております。

また、令和3年度におきましても同様に、市税の見込みとはなりますが、固定資産税及び都市計画税の軽減措置や市税全体の減収により、約5億円の減収見込みとして試算をしております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 6億から5億という数字が示されました。当初の予算では270億ですので、その全体からしても小さな金額とは言えないと思います。このように歳入が減ってくる一方で、この危機に市民や事業者を守るためにかかるであろう財源を確保することは、これからのポストコロナともウィズコロナとも言われている社会において必要になってくるのは容易に予測ができるところです。そのために、真に必要な事業は何かを再認識し、漫然と続けてきた事業は見直し、まず、命や財産に関わる支援に重点化していくことが求められましょう。

自動車産業の企業城下町のある自治体では、大きな歳入減が見込まれるため、今年いっぱいの子業のうちイベントや研修会、講演会などは全て中止にしたとも聞き及んでおります。ただ、どの子業にも利害関係者がいて、簡単に見直すことは難しいかもしれませんが、そこは首長である市長の交渉力にもかかってくるのかと思います。コロナ後を見据え、不要不急の子業を見直し、持続可能な財政運営をしていくためのお考えを、最後に市長にお聞かせいただきたいと存じます。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 感染症の拡大防止により、本市におきましても、イベントの中止、補助金の減額や各種事業執行の見直しなど減額が見込まれる中、感染症対策に対する市民の生活支援や事業者等への経済支援など、かつて経験したことがない対応が求められました。

このような中、本市といたしましても、感染症に対するイベント等の減額を踏まえた補正予算の編成を第一義的にはせず、迅速に補正予算を組み上げ、牛久市商工会と共同による飲食店等の支援、ハートフルクーポン券事業などにおけるプレミアム分を全額市の負担とする市内業者への支援や、特別定額給付金を市民の皆様いち早く支給するため、4月に補正予算を専決処分し、次の対策として、全ての児童生徒へ順次配備する予定だったタブレットPCを、国の補正予算に対応して前倒しで整備するため、6月補正予算を編成しておりました。これらの財源不足に関しては、財政調整基金からの繰入れの対応を予定しております。その結果、特別定額給付金につきましても、5月1日から申請が開始され、第1回目の支給が5月13日、約800世帯、茨城県内の自治体の中でも早期に支給することができました。

今後においても、先ほど申し上げましたように、市税等の減収、デマンド型公共交通サービスをはじめ、コロナウイルス感染症に対する影響を受けた事業内容の見直しを含めての厳しい予算の編成になることが見込まれております。

御指摘のとおり、持続可能な財政運営には、当然のことながら感染症対策による新たな市民の生活様式に合わせた迅速かつ柔軟な予算の編成を行い、市民サービスの低下につながらないよう、新型感染症対応地方創生臨時交付金や新型感染症に対し寄せられたふるさと応援寄附金の有効活用並びにこれまでの事業を継続しながら、新たな生活様式に合わせた事業内容の見直しを行うとともに、そしてまた、その予算の編成を行ってまいります。

また、先ほども杉森議員への答弁漏れがございましたけれども、シャトー、それからエスカードについて、約2か月の遅れがございました。これは非常にその間のいろいろな業者間との調整とか、そして雇止めをしないように、シャトーでは速やかにできるようにということで、その辺の非常に財源が、予算が必要だったという話を聞きます。また、その影響で、まだ物品の手当てができず、この前もいばらき自慢でも出しましたが、約半分ぐらいしかまだ入っていない。そしてまた、シャトーにおいてもまだお土産、物産の契約ができていないという様々な、まだまだ影響が残っております。ただ、これからやはりそういうものの強い意識を持って、牛久シャトー、エスカードを再生する、この街に対しての市民の皆さんから「コロナに負けないでしっかり」という話を伺っておりますので、私たちもそれに向けてしっかりと対応していきたいと思っております。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） ありがとうございます。

不要不急という線引きは難しいでしょうし、不急ではあっても不要の事業などはないと、執行部の方としてはお考えかもしれません。しかし、今回のコロナ騒動で、必要で緊急なことや物が不足していたのも明らかになりました。それはもちろん牛久市に限ったことではありませんが、特に医療や介護、教育といった場面において、必需品も自治体独自で自給できない状況でした。こうしたことを踏まえ、今後に備えて命と暮らしを守るための整備を様々な場面で行っていかなければならないでしょう。

茨城県や牛久市は首都圏にも近く、これまではそのアクセスのよさをアピールしてきましたが、この新型コロナウイルスの感染拡大においては、それが一転してリスクとなりました。今後は、首都圏に依存しない自立度の高い地域社会や経済の在り方を模索していく時期になったと言えるのかもしれません。ウイルスは人の流れを止めるけれども、情報は止められない。そのことをオンラインによる授業や面接、会議、そしてテレワークなどが示したと思います。知恵を出し合い、新しい日常を支える仕組みを今こそ市民と行政の連携で取り組んでいただくことを切望して、無党派としての質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（石原幸雄君）** 以上で5番山本伸子君の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問は、これまでで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。御苦労さまでした。

午後3時18分延会